

新編武藏風土記稿卷之五十八

橋樹郡之一

總説

橋樹郡は、國の中央より南の方にて、多磨郡よりは東南に續けり、郡名の起りは其正しきことを聞す【古事記】及【景行紀】等に載たる倭建命東征の時、相模國より船を浮べ給ひしに、海中にして船の進まざりしかば、後の弟橋媛海中に入給ひしにより、命の船忽進むことを得し條を證として、當郡にかの弟橋媛の墓ある故に橋をもて地名とせしならんと云説あり、今按に郡中子母口村立花の神社は、弟橋媛を祭れるなりと云ときは、橋媛の墓といへるもの、もし是なりといはんか、今彼社傳を尋ぬるに更に證とすべきことあらざれば、是等のこととは今より知べからず、其正しく橋花の地名の正史にあらはれ

【記と紀】古事記は記・日本書紀は紀『編者』
【景行天皇】(けいこうてんのう)第一二代の天皇。名は大足彦忍代別(おおたらしひこおしろわけ)。垂仁(すいにん)天皇の第三皇子。熊襲(くまそ)を親征、後に皇子日本武尊(やまとたけるのみこと)を派遣して、東国の大夷を平定させたと伝える。『広辞苑』

【倭武命】(やまとたけるのみこと)景行天皇の皇子で、本名は小碓命(おうすのみこと)。別名、日本童男(やまとおぐな)。天皇の命を奉じて熊襲(くまそ)を征し、誅伐された川上梶帥(かわかみのたける)は死に臨み、そ

の武勇を嘆賞し、日本武の号を献じた。のち東国の蝦夷(えみし)を鎮定。往途、駿河で草薙剣(くさなぎのつるぎ)によつて野火の難を払い、走水(はしりみず)の海では妃弟橘媛(おとたちばなひめ)の犠牲によつて海上の難を免れた。帰途、近江伊吹山の賊徒を征伐の際、病を得、伊勢の能褒野(のぼの)で没したという。『広辞苑』

【按】(あんあんする)考えてみるに。思うに。けだし。多く、自分の考えをいう時、発語のよう用いる。『広辞苑』

しは【安閑紀】を始とすべし、安閑天皇元年十一月壬午の條に、
 武藏國造笠原直使主が、國家の爲に當國の内横渟、橘花、多氷、
 倉櫟の四所に屯倉を置し事あり、此橘花といふもの即この郡ならん、
 又【萬葉集】に天平勝寶七年一月十日武藏國部領防人使様
 正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、橘樹郡上丁
 物部眞根及妻椋椅部弟女が詠ぜし所の歌を載す、橘樹の郡名爰に初
 て見ゆ、又【續日本紀】稱德天皇神護景雲二年六月癸巳、武藏國
 橘樹郡人飛鳥部吉志五百國が、久良郡にて白雉を獲て獻ぜしことを
 記せり、以上の文によれば文字も古は橘花とかきしを、【元明紀】和銅
 六年五月の條に載せし、郡鄉の名には好字を著すべき詔ありし時など
 より、橘樹の二字を用ゆるならん、されど唱は古きによりてかはらざ
 【國造】(くにのみやっこ) 国の御奴の意。古代の世襲の地方官。ほぼ一郡を領し、大化改新以後は多く郡司となつた。大化改新後も一国人すつ残された国造は、祭祀に関与し、行政には無関係の世襲の職とされた。『広辞苑』
 【屯倉】(みやけ) 大和朝廷の直轄領から収穫した稻米を蓄積する倉。転じて朝廷の直轄領。官家・屯家・屯宅・三宅などとも書く。『広辞苑』
 【部領】(ことり)こと(事)とり(執)の変化。人物などを率領し輸送する者。また、その責任者。部領使(ことりづかい)。『広辞苑』
 【椽】(じょう) 我国古代地方官にて第三等官をいう。『広辞苑』
 【上丁】(じょうてい・かみつよばろ) 防人の集団を統率する者。『広辞苑』
 【續日本紀】(しょくにほんぎ) 六国史(りつ)
 こくし)の一。四〇巻。日本書紀の後を受け、文武天皇(六九七)から桓武天皇(七九一)までの編年体の史書。藤原繼綱・菅野真道らが桓武天皇の勅を奉じて延暦一六年(七九七)撰進。『広辞苑』
 【吉志】(きし) 大和朝廷で、外交記録などを職務とした渡来人に對する敬称。『広辞苑』
 【元明天皇】(げんめい いてんのう) 第四三代の天皇。名は阿閉(あべ)。天智天皇の第四女。草壁皇子の妃。文武・元正天皇の母。都を大和国の平城(奈良)に遷し、太安万侶(おのやすまろ)らに古事記を撰ばせ、諸国に風土記を奉らせた。(在位・七〇七~七一五)
 (六六一~七二二)『広辞苑』
 【詔】(みことのり)御言宣(みことのり)の意。天皇のことば。おおせ。おおみこと。詔勅。勅諭。勅命。文書上の規定では「詔」の字は臨時の大事に用い、「勅」は尋常の小事に用いるなど諸説がある。『広辞苑』

りしなり、【類聚國史】貞觀十四年當郡節婦のことを載せたる條にも、橘樹郡とするせり、【和名鈔】郡名の部に、橘樹の二字の訓を太知波奈と註せり、後世或は立花とするせるものは誤なり、其地の界域は中古より甚變革せり、古のさまは今よりしるべからずといへども、試に【和名鈔】に載る所の郷名をもて今の地理を察するに、その郡中甚せばかりしと見ゆ、今の都筑郡高田村の邊より多磨川の涯に至り、夫より川崎宿の邊を限として、南の方は今の神奈川の邊にて久良岐郡に接せり、されば古代は東西も南北も纔に三里にすぎざる小郡にて、南西のかた相模國と境を接せざりしなるべし、さてこそ【和名鈔】に郡をついつること久良を初として、都筑、多磨に及び、次に當郡を載しも其次叙を得しと云べし、遙の後永祿の頃までも久良岐の地は、神奈川のあたりまで及びしならん、【小田原家人所領役帳】に、今の神奈川宿の内青木町及び寺尾村などは、皆久良岐郡の地として記せり、御打入の後正保圖のなりし頃は、はや青木町寺尾等の地も當郡に入れり、夫も保土ヶ谷の岩間町の地はやはり昔のまゝに久良岐郡に屬せり、元祿年中境門に分類して収録。「三代実錄」の記事は後人の加筆。のち散逸したのを江戸時代に集めて六一巻とし、一八一五年（文化二二）出版。

【廣辭苑】

【節婦】（せつぶ）みさおのかたい女。節操の堅固な婦人。『廣辭苑』

【和名鈔】（わみようしょう）「わみようるいじゅしよう（和名類聚抄）」の略称。平安中期の漢和辞書。十巻本と二十巻本がある。源順編。承平年間の成立。醍醐天皇皇女勤子内親王の

【類聚國史】（るいじゅうこくし）勅撰の史書。二〇〇巻、目録二巻、帝王系図三巻。菅原道真編。八九二年（寛平四）成る。『日本書紀』以下「文德実錄」に至る五国史を神祇・帝王・後宮・人・歳時・政理・刑法・職官などの部門に分類して収録。「三代実錄」の記事は後人の加筆。のち散逸したのを江戸時代に集めて六一巻とし、一八一五年（文化二二）出版。

【廣辭苑】

【次敍】（じじよ）順序づけること。順序。次第。『廣辭苑』

【小田原家人所領役帳】「小田原衆所領役帳」北条家分限帳、「小田原北条所領役帳」とも。戦国大名北条氏康が作成させた帳簿。氏康が一族・家臣に軍役を賦課するために、基準となる所領とその貫高を表記したものとされる。永祿三年（一五五九）成立。『廣辭苑』

【御打入】（ごとうげき）徳川氏江戸入府のこと。天正十八年（一五九〇）（忠臣蔵は討ち入り）『編者』

界を改められてより、ほど今のがくにはなりたるならん、今見る所の
 界域の大様は、北の方多磨川を界として、荏原多磨の一郡に隣れり、
 その里數は西北の隅金程村より、東の方稻荷新田の出崎まで凡七八里
 もあるべし、東南はすべて海にそひ、南のはては久良岐郡、及相州鎌
 倉郡に接せり、その里數六里餘なり、されど鎌倉郡にまじはれる所に
 至りては、地形ことにせばまりて、わづかに東海道往還の邊にすぎず、
 其所に地藏の石像一躯あり、世に境の地藏と呼べり、これ武相の界な
 ればなり、夫より郡の西邊はすべて都筑郡に隣り、その界ひ屈曲して
 かけ入たるが如し、彼界より金程村に至るの里數八里にあまれり、是れ
 今のが地形古とかはりたる所の大様なり、その餘はさせる變遷も見えざ
 れば、別に今の圖を載す、たゞ海岸の地は少く新開の處もあるべけれど、
 其村によりて見るべし、郡中東海道の往還かゝれり、荏原郡六郷より
 入て相州鎌倉郡に達す、その間四里の行程なり、また同國中原街道と
 て一條の往還あり、東海道より西にあたれり、土地はすべて西の方に
 山々連なりて、北より東南へは山の根を廻りて平地なり、その邊は自
 らひくければ水田も多し、土性は多く眞土なり、また山にそいたる方
 は陸田山林多けれども、山谷の間纔に平らかなる地によりて、水をたゝ
 へ水田を耕す所もあり、風俗は大抵近郷にことなることなし、されど
 都筑郡によりたる方は、山あひの寒村多ければ人民質樸の風あり、

鄉名

和名鈔所載四並驛家

高田

多加太

今この郷名なし、按に隣郡都筑郡に高田村あり、郡中久末

駒ヶ橋等の村に隣れる地なり、これ高田郷の名の存せるならん、【和

【させる】特にこれというほどの。これといつた。たいした。さしたる。『廣辭苑』

【眞土】(まつち)水稲耕作に適している良質の土。『廣辭苑』

名鈔】郡名の次第は多磨郡の次に當郡を載す、この次叙により鄉名の次第をなして、多磨郡勢多郷の次に當郡高田郷をついつる時は、今の地理を以考るに荏原郡瀬田村は、多磨川へよりたる所にして、しかも多磨郡の界に接したる所なれば、これ古の勢多郷の遺名なるべし、然らば郡中坂戸岩川のあたりまでも、高田郷の中にて、そのかみ勢多郷とは多磨川を隔てゝ隣りしならん、また【和名鈔】郷名の條によれば、多磨郡を始として次に都筑久良をしるし、その次に當郡を載す、これは多磨郡は國府のある所なれば、改めて始にしてしか、この次第を以考れば久良郡良椅郷の次に高田郷あり、久良郡の地はそのかみ神奈川の邊までもかゝりしなれば、これもまた次第を失はざるに似たり、

橘樹 多知波奈 この郷は今その地をしらず、子母口村に立花社あるを以

考るに、恐くは子母口村の邊を云なるべし、地理もまた久末村の邊なれば古の高田郷に接したる所とおぼしきものなり、されど正しき事をしらず、

御宅 美也介 これも今村名にも殘らざれば、いづれの地と云事をし

らず、今按に【安閑紀】に載たる國造笠原直使主が置ける

立花屯倉のありし地なるべし、屯倉の二字を【日本紀】に彌夜氣

と注せり、

縣守 安加多毛利 これもその所在をしらず、又考ふべきなりなし、

【兵部式】諸國驛傳馬の條を閲るに、

驛家

これもその所をしらず、【兵部式】諸國驛傳馬の條を閲るに、

【驛家】(うまや) 律令制で全国の主要な諸道に設置された公用の旅行・通信のための施設。『広辞苑』

【傳馬】(てんま) 遅送用の馬。律令制では、

駢馬とは別に、各郡に五匹ずつ飼わせ、公用の官人に使わせた。戦国時代以降は宿駢に備えて幕府・領主の公用に供し、江戸時代には民間の輸送にも従った。『広辞苑』

當郡小高驛馬十四、傳馬五匹とあり、按にこれ【和名鈔】に載る驛家と同所なるにや、されど今小高と云地名なし、もしくは小田村小田中村など小高の訛りたるなるか、この地大抵都筑郡店屋驛と荏原郡大井驛との中ほどにあり、以上【和名鈔】載る所なり、

中古所唱

小澤 小澤郷の名は【東鑑】元久二年十一月十四日の條に、稻毛入道が遺領武藏國小澤郷と見えたり、今當郡の西北の界にある金程細山菅の三村、及多磨郡坂濱村に跨りて、古は小澤郷或は小澤庄、又は領とも唱へしと傳ふ、猶各村の條照し見るべし、

神奈川 文永年中に書せし鶴岡八幡宮の文書に、稻目神奈河兩郷と云へり、稻目は今上菅生村の小名に残り、神奈川郷の唱は下菅田村一村のみ土人云傳へり、

小机 【東鑑】歎仁二年二月十四日の條に、武藏國小机郷鳥山等の荒野を、水田に開發すべきの由、太夫尉泰綱に仰らるゝとあり、ふるくより小机郷の唱へあることしるべし、今この郷を唱ふるは僅かに小机の一村のみなれど、昔は此郷に屬する村百八ヶ村ありし由土人云傳ふ、おもふに中古以來小机庄をもてとなえし故、この郷名も自づからなきが如くなりしや猶庄名の條合せ見べし、菅生 上菅生村高石村の二村のみ、昔此郷名を唱へしと云、子安 生麥村のみ此郷名を唱ふ、

【東鑑・吾妻鏡】（あずまかがみ）鎌倉後期成立の史書。五二卷。鎌倉幕府の公的な編纂といわれる。幕府の事跡を変体漢文で日記体に

編述。源頼政の挙兵（一一八〇年）から前将军宗尊親王の帰京に至る八十七年間のわが国最初の武家記録。『広辞苑』

庄名

中古所唱

丸子 今多磨川の邊に上丸子中丸子の二村あり、又對岸荏原郡に下
丸子村あり、此邊なるべし、【東鑑】治承四年十一月十日の條に、
頼朝武藏國丸子庄を葛西三郎清重に賜ひしこと見えたり、今は
潮田村のみ昔此庄に屬せしと云、

師岡 此師岡のことは、久良岐郡鄉名の條に辨せし如く、此邊古
は師岡郷と唱て、久良岐郡に屬せし地なるべし、此師岡の内に庄
園を置れしはいつの頃より始りしにや、未だ古書には所見なし、
恐くは師岡郷といふべきを誤りて庄名とせしなるべし、其詳な
る事は久良岐郡の卷について見べし、今郡内昔師岡庄に屬せしと
云もの三村あり、師岡郷に屬せしと云もの二村あり、
稻毛 この庄は古き唱と見えて、鎌倉右大將頼朝の頃稻毛二郎重成
と聞えて、在名を稱せしは世に知る所なり、この三郎重成は當國
七黨の内、小山田別當有重が子にして、其弟榛谷四郎重朝と同
く、父の讓を受け此邊の地をわかつ領せしとみゆ、猶榛谷庄の條
とてらし見るべし、今稻毛領の内と號する村々は、多くこの庄
に屬せし地なるべし、正平七年の下文に稻毛庄の内坂山郷とあ
り、今の坂戸村これなり、又稻毛領宮内村春日社にかけたる應永
(一四〇三) わにくら 十年の鰐口に、稻毛本庄とするせり、又至徳元年の頃の文書には
いなげしんじょう 稲毛新庄とあり、これによれば其頃は本庄新庄の別もありしと見
ゆれど、是等のことは今よりいかにとも分ちがたし、又【小田原

【下文】(くだしづみ) 上位者からその管轄下の役所や人民などに下した公文書。『広辞苑』

家人役帳にもこの庄に屬する地名すべて十七村を載す、【太平記】に江戸遠江守堯寛同下野守能登が領地稻毛十二郷を闕所せしこと見ゆ、又【小田原記】に永祿十二年武田信玄當國へ働くのとき、稻毛十六郷を追捕すとあり、この郷と云も例の村の字にかへし郷なるべし、領名行はれてよりこのかた庄名は自づから廢せしなるべし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十四村、今も稻毛庄を唱るもの二村、又明津村は古は稻毛新庄と稱せし由云傳ふ、

小机 此庄名は當郡はもとより都筑郡にもかゝり、あまたの村々にてる唱る所なり、是等は昔小机城下に屬せし村々にや、小机城は鎌倉公方の時よりありし事【大草紙】等の書に見ゆ、其後小田原家分國の頃笠原越前守及び北條氏の一族左衛門佐氏堯などの居城なりしなり、【小田原家人役帳】に、小机某地と記せしもの二十村餘あり、是等を以て當時此庄の廣き事を知べし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十一村、小机郷と云もの一村、小机保と云もの一村、又今も小机庄を稱するもの四村あり、

榛谷 保土ヶ谷宿の邊五六村の地此庄にかゝれり、其地名の起りは

【太平記】(たいへいき) 軍記物語。四〇巻。作者は小島法師説が最も有力。いくつかの段階を経て応安・永和の頃までになる。北条高時失政・建武中興を始め、南北朝時代五十余年間の争乱の様を華麗な和漢混淆文によつて描き出す。『広辞苑』

【闕所】(けつしょ) 1(領主の欠けた土地の意) 鎌倉・室町時代、領主の罪科などによつて幕府に没収され、新領主の定まらない領地。闕所地。また所領その他の財産を没収すること。2江戸時代の刑罰の一。死罪・遠島・追放などの付加刑として、田畠・家屋敷・家財のすべてまたはいずれかを罪の軽重などに応じて

官に没収すること。欠所。『広辞苑』

【追捕】(ついほ) 没収すること。奪い取ること。『広辞苑』

【鎌倉公方】(かまくらくぼう) 鎌倉府の長官として関東を支配した足利氏の称。尊氏の子基氏に始まり、執事上杉氏を関東管領に任じて統治。鎌倉御所。関東公方。『広辞苑』

【大草紙】(おおぞうし) 「鎌倉大草子」の略称。室町時代の鎌倉公方を中心とする諸氏の動向や合戦を記した軍記。著者・成立年代不詳。『広辞苑』

【保】(ほ) 平安時代以後の国衙領における所領単位の称。莊・郷・名と並称。『広辞苑』

隣郡都筑の内、一・股川村の小名に榛ヶ谷と云所あり、夫より庄名となりしなるべし、故にその詳なることは已に都筑郡の卷に出しあれば爰には略せり、

御厨 保土ヶ谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る天文二十四年しるせる縁起に、榛谷御厨庄（神戸町の誤り）とあり、又元和五年彼社造營の棟札（はんがやみやのしょく）に、武藏國榛谷御厨八郷ともあり、是によれば御厨の所は全く榛谷の庄内なりしと見ゆ、今此庄名を唱るもの二村、御厨郷と呼もの一村あり、

領名

今所唱	稻毛	五十七村
神奈川	四十村	
小机	七村	
川崎	二十六村	

村數

百三十村 右件の村は今現在の數なり、正保年間の改に百十三村、元祿十五年改には十一村を増て百二十四村となれり、其後新墾（しんけん）の地出來しかば今の村數に及べり、其變革（へんかく）は村々の條下に詳なり、

山川

向ヶ岡 郡の西にかゝれり、委しきはなを多磨郡に辨ず、こゝに載る

【御厨】（みくりや）古代・中世、皇室の供御（くご）や神社の神饌の料を献納した、皇室・神社所属の領地。古代末には莊園の一種となる。神領。みくり。『広辞苑』

【棟札】（むなふだ）棟上げの時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記

して棟木に打ち付ける札。頭部は多く山形をなす。また、直接棟木に書いたものを棟木銘という。『広辞苑』

【新墾】（にいはり・あらき・しんこん）新しく開墾すること。また、新しく開いた田畠や道などをさしてもいう。『広辞苑』

所も土人の説によれば數村に及べり、其村々は西の方金程細山菅かたかなほどほそやますすけと定む、其水源は郡の西北の隅登戸村より流れ來りて次第に屈曲し、稻荷新田に至り海に沃げり、此川も昔より洪水の爲に兩岸しゆつぼう翠崩さかいして正しき證あかしあるにあらざるべし、しばらく爰こゝに出せり、

多磨川 郡の北の方を流る、今川の中央を當郡と荏原多磨二郡の界と定む、其水源は郡の西北の隅登戸村より流れ來りて次第に屈曲し、稻荷新田に至り海に沃げり、此川も昔より洪水の爲に兩岸しゆつぼう翠崩さかいして、變遷へんせんあまたゝびに及びしと見ゆれば、古き世のさまは詳くわいにするによしなし、正保しょうほうの頃よりの變革は圖ずに載ることなし、今見る所は河原をこめていはゞ川の幅約三〇間三町許ばかりにも及ぶべし、常に水の流るゝ所は凡およそ三十間約四五間あまりなり、されど稻荷新田に至りてはその水路尤廣くして、二百五十間ほどなり、すべて當郡の境を流るゝこと長さ四里約三三丈にたらず、この間に平間丸子まるこ二子登戸矢の口等五ヶ所の渡場わたりばあり、鶴見川 西の方太尾村おおおのむらより來り、郡の中央をながれ、東の方生麥村なまむぎに餘れり、水源は恩田川谷本川の二流ふたながれなり、恩田川は多磨郡木曾村きそむら天神の池より湧出し、都筑郡恩田村ながるを流るによりて恩田川の名あり、夫より同郡の内佐江戸村猿山村の間にて谷本川に合す、かの谷本川は多磨郡柚木領十七ヶ村の水田たより餘水よすいあつまり、一筋の流となり都筑郡谷本村に至り、夫より谷本川といひ、佐江戸村にて恩田川に合す、是より一條となる、その下流をすべて鶴見川と唱へり、この川に至りてはほど幅も廣く、都筑郡の内大熊川早淵川じよなまた當郡にては鳥山川矢上川この四川の下流もみな鶴見川にいる、是らの川々

【**翠崩**

(しゆつぼう) 山頂などの崩れること。

【**渡場**

(わたしば) 船で人などを対岸に渡す所。

『廣辭苑』

は何れも小流にして、別に擧べきほどの川にはあらず、鶴見川は郡内を流るゝこと凡二里餘と云、

帷子川 郡の南の方にそひ、西より辰巳たつみへ郡内を貫き流るゝなり、川幅はことにせばし、下流の廣き所に至りては十間餘あり、帷子町芝生しばうに至て海に沃そぞげり、水元みなみは都筑郡川井村大貫おおぬきと云所の谷水一筋の小流となり、同郡白根村及菅田村今宿村の谷水竹たけのしたの下にて合して一條となるあり、爰より下流を帷子川と唱ふ、水元より海濱まで川の長さ三二里約二二里ばかり許なり、又別に今井川と呼もの一筋あり、是は小流にてあげてしるすべきほどのものにあらず、この水元は都筑郡今井村谷々の水集りて程ヶ谷驛の内を屈曲くつきょくしてながれ、帷子町にて帷子川となれり、

神奈川湊みなと 郡中海岸にそひたる村々凡五里約二〇里の間なり、其次第は南の方より東に亘りて、芝生しばう神奈川西子安東子安生麥潮田下新田渡田大島大師河原池上新田稻荷新田の村々に連れり、海道も少くかゝりし所あり、神奈川の臺だいはすこぶる高き所にして、此所よりのぞめば東南の方眼界がんかい打開けてことに勝景の地なり、久良岐郡洲干湊しゆうかんみなとより十二天の森を遠く見やり、又向ひに横濱の辨天の社など見ゆ、すべて此ほとりは断岸峭壁だんがいしようへきの處ところ多して、屏風びょうぶを立てるさまなり、故に騷客そうかくなど錦屏海きんびょうかいと號して一二をかぞうれば四屏よんびょうに分わけてり、その上には古松あるまた蟠虯ばんきよし、遠くをのぞめば其趣おもむき言べからず、商舶漁舟朝な夕な行かふさまなど、繪にかきたらんやうなり、此所を當國海岸の地第一の絶景と云べし、

【峭壁】(しょうへき)きりたつたけわしいがけ。

【広辞苑】

【騷客】(そうかく)詩人。風流人。騷人。『広辞苑』

【蟠虯】(ばんきよ) 広大な土地を領し勢力を振うこと。『広辞苑』

【蟠虯】(ばんきよ) 広大な土地を領し勢力を振うこと。『広辞苑』

產物

鹽塩 川崎領の内海岸の諸村にて鹽竈を設て製す、上品にて播州赤穂の

産におとらず、他へ運漕するに及ばず、纔に土地にてひさぐのみなり、
梨子 川崎領よりおしなべて作出す、その種類甚多し、これは近き
ころより多く種ると云、

新編武藏風土記稿卷之五十八 終

新編武藏風土記稿卷之六十八

橋樹郡之十一 神奈川領

中 略

◎和田村 和田村は郡の南にして江戸日本橋よりの行程八里、こうめい 郷名こうめいは傳へず榛ヶ谷庄に屬せり、東西北の三方は帷子町に境ひ、南の一方は佛向下星川の二村に隣り、東西約七〇步七町南北約三三〇步へ三町にあまれり、民戸十六軒多くは村の北の邊に居を結べり、南方に相州道あり佛向村より入り帷子町へ通ぜり、此道村内を通ずること四百間餘約七〇步、地形は平かにして水田多く陸田少し、土性は真土なれど、南方帷子川にそひしあたりは砂土も交れり、此川の水溢あふるゝ時は水損の患あり、此方の山は都筑郡の山々に續きたれば猪鹿出て田畠をあらせり、元祿八年安藤對馬守けんち檢地けんぢし、夫より後明和七年新田の處をば伊奈半左衛門とね檢地けんぢせり、此村古のことは詳にせず、御入國ごにゅうこくの後御料所ごりょうしょとなり伊奈半十郎家にて世々預り奉り、其後田中休藏等の支配所となりしに、夫も替りて今は大貫次右衛門たてまつが支配所となれり、

高札場 村の北にあり、

小名 小關 村の東にあり、
原 村の中央にあり、
竹ノ後 村の西なり、
宮前 是も西にあり、

【檢地】(けんち) 豊臣・徳川政権下、農民の田畠一筆ごとに間竿(けんざお)・繩などを用いて測量し、段別・品位・石高・名譜百姓を定めること。さおいれ。なわうち。『広辞苑』

【御入國】(ごにゅうこく) 徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(一五九〇)『広辞苑』

【御料所】(ごりょうしょ) 幕府や大名の直轄領。

『広辞苑』

帷子川 村の南境を流る、西の方帷子町より入り村内七町程を経て、又東の方帷子町の内へ至れり、川幅およそ凡(二二一三里)七八間、

○用水堀 村の中央にあり、村内を經ること六町半、
杉山社 村の西よりにあり、當所の鎮守なり勸請(かんじょう)の年歴を傳へず、本社一間四方拝殿は三間四方東に向ふ、神體は本地不動の坐像を安置(あん)長五寸、前に木の鳥居を立、祭禮(札)は年ごとに六月九月のふた度(たび)、いづれも二十八日を用ゆ、帷子町香象院の持、

○山王社 村の北眞福寺の東なり、村内稻荷第六天の二社を今假に移し祭れり、稻荷社の除地(じよち)は一段二丈四坪(約七〇坪)十四步村の北にあり、第六天の除地十五歩(二十五坪)は東北の方にあり、此二社を相殿(あいどの)とせし年代を傳へず、社は二間半に二間、前に木の鳥居を立、南向村内眞福寺の持、

眞福寺 村の北にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末大照山と號す、開山詳ならず、中興開山傳慶寛永(かんえい)二十二年十月六日に示寂(じしやく)す、客殿六間に五間半南向、本尊不動立像一尺八寸なるを安置(あん)り、

◎坂本村 坂本村は郡の南にあり江戸日本橋を距ることハ里(約三二里)爰も榛ヶ谷庄に屬せり、東のかたより北へかゝりて帷子川を隔て都筑郡上星川村に隣り、其中北には同郡川島村かゝり、西南より東の端(はし)へは又佛向村なり、民家十二軒東西一町南北は四町にあまれり、地形多くは平かな

【勸請】(かんじょう)神仏の分靈を請じ迎えてまつること。『広辞苑』

【間と間】本書では社寺建築物の大きさを間・尺・丈で示している。当時採録者(調査官)は実際に建物の大きさを計測し、概略の寸法を記したものと考えられる。然し、古来一般に社寺建築物の大きさを表す方法に「間」が使われてきた。「間」とは柱の間の数を表す。例えば、「三間に一間」と云えば、正面から見

て柱が四本、側面から見て三本の建物のこと。間の寸法は様々で、狭くて三尺、広ければ二間以上のものもある。そこで「間」の表記には十分注意しなければならない。『編者』

【相殿】(あいどの)同じ社殿に二柱以上の神を祀ること。あいでん。『広辞苑』

【示寂】(じじやく)高僧などの死をいう。入寂。『広辞苑』

れば水田陸田等分にて、用水は村内谷間に涌出せる清水を用ゆ、西の方には小山あり、又東北の方に一條の路を開けり是を八王子道と云、此道東隣佛向村より入り川島村に通ぜり、元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後新田をば明和七年伊奈半左衛門の檢地せしことあり、此村御入國より後は御料所なり伊奈半十郎が家にて代々支配せり、中頃は田中休愚右衛門及び其子休藏等續て支配せしに、元文五年又伊奈半左衛門支配所となれり、それもかはりて今は大貫次右衛門支配所となれり、

高札場 小名前耕地にあり、

小名 前耕作 村の南の端なり、

小谷 村の中央にあり、
大谷 村の西なり、

帷子川 村の東北郡筑郡上星川村と當村との間を通ぜり、川島村より流れ來

り佛向村に至る、村内を経ること一町にあまれり、川幅は凡三間餘、

○用水堀 東北の間にあり、坂を設けて帷子川の流れを分ち、東の方佛

向村にそゝげり、此水佛向、下星川、神戸三村の用水となれども、水利の便宜しからざれば、此村の用とはならず、かの分水口の樋破壊の時は公より修理あり、

藏王權現社 村の北にありわづかなる社なり、上屋は三間に二間東向にて前に鳥居あり、勸請の年歴詳ならず、下星川村法性寺の持なり、

藥師堂 村の北にあり二間半に四間東向、本尊藥師の立像長三寸、境内に元祿九年十一月方譽仰譽二人の名を刻せし石碑あり、此二人始てこの堂を

建立せしと云、

◎佛向村 佛向村は郡の南にして保土ヶ谷宿の西北にあたれり、江戸

日本橋より八里の行程なり、榛ヶ谷庄御厨郷なり、村名の起りは昔村

【坂】(いり) 水の出入りを調節できるように池などの堤に埋めた樋(とい)。水門。『広辞苑』

【藥師】(やくし) 藥師瑠璃光如来(やくしる)

りこうによらい)の略。『広辞苑』

内正福寺の先住堯室、初て北條家へ謁えつせしとき願ひあらば申すべしと
ありけるに、出家の身は他の志願なし常に佛に向ふこそ桑門そうもんの本意と
する所なれば寺の山號及び其村里にも佛向の二字をもて名づけ賜はる
べしとの願ひにより、領掌りょうしょうありてかく名つけられしとぞ、其時免許の
下文に例の虎の印判いんぱんを押せしものありしかど、今は失せりといへり、
されど【小田原所領役帳】に小机の内佛餉二十三貫百二十四文向山と
あり、此頃は向山といひし人の領せし所にて、文字も古くは佛餉とか
きたると見ゆ、家數五十八軒、良は帷子町及び和田村に隣りて帷子川
を界さかいとす、巽は下星川村にさかひ坤は神戸町に接し、乾の方は都筑郡
の内今井市の澤川島の三村に隣る、北の隅すみの方へわづかに坂本村の地
さし入りたり、村のかたち大抵菱の如くにして東の角より西の角まで
約一・六km十五丁、南の角より北の角まで九町餘あまりなり、惣て南の方は小山連りで
土地高く、北の方は自ら低し川の岸にそひて水田あり、又谷の間にも
すこし許の水田あり土性は黒土又は川に縁りたる所は砂交まさじはれり、檢
地は元祿八年安藤對馬守承うけたまわりて糺せり、其後にも新田出来してより
明和七年伊奈半左衛門忠敬、寛政元年伊奈攝津守忠郁、同じく九年
めいわ(二七七〇)伊奈半左衛門忠敬、寛政元年伊奈攝津守忠郁、同じく九年
久世丹後守廣民等其支配せる度ごとに檢地せり、村内に海道一條あり、
其一は東の方和田村より入て村内を経ること約五五〇m五町許にして北の方坂
本村へ達す、道幅一間半にあまれり是を八王子往還おうかんと號す、一は相州
往還と呼ぶ、南の方下星川村より入て約一・km十丁許にして都筑郡今井村にい
る、道の幅約一・八m一間餘なり、當村は北條家分國の頃、南の方今の元佛向と

【先住】(せんじゅう)寺の先代の住持。以前の住職。『広辞苑』
【謁す】(えつす)貴人・目上の人間に面会する。

『広辞苑』

【桑門】(そうもん)出家して仏道を修める人。僧侶。『広辞苑』
【虎の印判】後北條氏の領国支配を象徴する印判。



いふ所に百姓等住して其邊を耕しけるに、年貢の高免にして且夫役たかめんの
しばしばなるに苦しみしかば、一旦離散して荒野あらのとなりしが、御入國ごにゅうこく
の後再び歸住ききゅうして漸く水陸の田を開き終に村落をなせりと云、其頃より御料所ごりょうしょにして伊奈半十郎忠治が家にて支配せしが、享保十六年に田中休藏嘉乗かよが支配所となり、元文五年再び伊奈半左衛門が御預かりとなれり、夫それより後子孫左近將監忠郁が時に至て職を奪はれ、久世丹後守廣民代りしが、再び大貫次右衛門光豊是にかはれり、

高札場 村の東八王子往還かたわらの傍わきにあり、

小名

稻荷の上 村の中央にあり、

神木廻り 村の南にあり、

兵庫谷 村の南にあり、相傳ふ金子兵庫といへるもの、

されど其子孫もたえて後年久しければ其事跡は傳はらずと云、

是も南の方なり、北條家分國の頃農民の居村なり

元佛向 神木前畠
西谷 猪久保谷

これも南の方なり、
同邊おなじあたりなり、

猪久保谷 是も同邊なり、

上原 向原

是も南なり、
是も同じ、

外野谷 行坐谷

村の西なり、
是も西の方なり、

矢し塚

【高免】(たかめん) 江戸時代、年貢(ねんぐ)賦課率の高いこと。『広辞苑』

【夫役】(ぶやく) 「ふやく」とも) 人身に課税すること。特に労役を課すること。律令制では調・庸・雜徭など人身課税を総称し、また課役とも称した。中世、次第に労役の徵發の

意味となり、戦国時代には役人足を多く軍夫に使役したが、江戸時代には築城をはじめ公共的土木工事に振り向けた。後には、労役を米・銀・錢で代納したが、助郷役や川普請役の場合は役夫を徴用して就労させた。ぶえき。『広辞苑』

- 大久保** 東の方なり、
北上 東の方なり、
的場 是も東の方なり、
前耕地 是も東の方なり、
内田耕地 同邊なり、
砂子田耕地 北の方なり、
- 帷子川** 村の北の方坂本村より流れ來り、北の村境を經ること凡四町許にして、東の方下星川村に入る、川幅七間許より八間に至る、
- 用水堀** 水源は坂本村の内にて、帷子川を引わかち、村の北の境より入り流ること四町餘にして、東の方下星川村に入る、
- 杉山社** 村の艮にあり、**本地**は不動立像にして長一尺七寸あり社三間に二間半、前に木の鳥居を立共に東向なり、岩間町圓福寺持、
- 稻荷社** 村の中央にあり、社六尺四方前に木の鳥居を立共に巽に向り、社地に楠の大木あり、惣て杉松の古木繁茂せり是も圓福寺持、
- 山王社** 村の坤の方によりてあり、社一間四方の鳥居を立、當社の本地佛は藥師なり、正福院持、
- 神明社** 村の北によりてあり、社は九尺四方南向なり、社地に圍六七尺の楠あり、古き社なること知べし、帷子町香象院持、
- 正福院** 村の北によりてあり、曹洞宗小机村雲松未佛向山と號す、前にいへる如く北條家よりゆるされし山號なりと云、開山榮叟梵昌永享元年二月二十六日寂す、初は開山の諱を用ひて榮叟寺といひしが、先住明王宗鑑中興の時、今の院號にあらためしとぞ、宗鑑は寛文元年(一六六一)四月二十一日寂す、
- 【本地】**(ほんじ) 仏語。本地垂迹説によるもので、世の人を救うために神となつて垂迹したその本の仏菩薩をいう。神はこの世に仮に姿を表した垂迹身で、仏菩薩をその真実身で
- ある本体とするもの。たとえば、天照大神の本地は大日如来だとする。『広辞苑』
- 【園】**(かこみ) 周囲『広辞苑』

本尊如意輪觀音坐像にして長一尺五寸、行基菩薩の作なりと云、**脇士**不動
毘沙門の像を左右に安^{あん}ず、共に立像にして長一尺客殿に安置せり、又藥師
の立像あり是は惠心僧都^{そうず}の作なり、長一尺二寸、村内山王の本地佛なり、
客殿□□に六間圓通閣の三字を遍^{しる}す、門の前に石階^{せつかい}あり皆北に向ふ、當寺
より安産の符^ふを出せり、

新編武藏風土記稿卷之六十八 終

【**脇士**】(きょうじ・わきじ) 仏の左右に侍して衆生教化を助けるもの。仏像では、本尊の両脇に安置され、または描かれる像。阿弥陀如来に觀音・勢至菩薩、釈迦如來に文殊・普賢菩薩、

薬師如來に日光・月光菩薩など。『廣辭苑』
【**石階**】(せつかい) 石造りの階段。いしだん。
『廣辭苑』

新編武藏風土記稿卷之六十九

橘樹郡之十二 神奈川領

◎下星川村 下星川村は、郡の南の方かたにて保土谷宿よりは西北にあたる地なり、江戸日本橋より行程八里なり、抑星川の地は古名にて、
【和名抄】の郷名に久良岐郡くらきぐんの下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬せしにや、其詳なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり、今此村は榛谷庄はんがやとも、或は御厨庄みくりやとも云、前にも出せし如く舊くより已に榛谷の御厨と云唱あれば、それを分ちて庄名とせしゆへかくの如くまちまちの名あるなるべし、古老の傳へに、當村は昔しばしば戰争ありし頃、人家もそれが爲にうせて荒野あらのとなりしを、いつの頃か秋山氏本郷氏といへる者、其餘十七人わづかに家を作りて移り住すみし、夫より荒野をおこせしとぞ、今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ、村の上下に分ちしも正保年中より前の事なりとのみいふ、家數四十二軒村内に散在す、東は芝生村しばうむらに隣り帷子川かたびらがわを界さかいとす、南は神戸保土谷こうどの二村に接し、西は佛向村ぶつこうむらに境ひ、北は芝生和田の二村に隣り帷子川しばうを界さかいとす、東西八丁約九一〇間南北十丁約一・五間餘、すべての南の方は小山かさなりて地勢高く、北の方は川にそひて地低し、水田多く陸田はたけ少し、土性は黒砂土にして陸田は野土のづちに砂交れり、村の坤ひつじきのの方佛向村及び神戸町の境に一條の往還あり、相州へゆく間道なれば土人相州道どじんそうしうどうと呼ぶ、道幅は一間餘なり、

【野土】(のづち) 腐敗した植物質を含み、肥沃ひよくで野菜などの作物栽培に適した黒い土。但し、水稻栽培には不向き。『広辞苑』

【土人】(どじん) その土地に生まれ住みつい

ている人。土着の人。土地の人。『広辞苑』

【相州道】現在の花見台交番付近から市沢町へかけての道か? 〔編者〕

<p>【小田原家人所領役帳】に六郷殿知行三十四貫九百四十文、小机筋星川、 夏成共外に三十二貫文向星川とあり、これ永祿の頃なり、土人の話 によれば荒廢となりし後のことなるべし、向星川と云は何れの所を云に や今知るべからず、御打入の後は御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて 世々支配せしが、後に田中休愚右衛門喜古かはれり、夫より再び伊奈 半左衛門が支配所となり、子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、 寛政四年より大貫次衛門光豊が御預所となれり、</p>
<p>小名</p>
<p>大久保 村の西にあり</p>
<p>桐ヶ谷 是も村の西なり、</p>
<p>山崎臺 村の北の方にあり</p>
<p>本丸谷 小峰 榎戸町 ヨチ田町</p>
<p>大日前 以上の四ヶ所皆北の方なり</p>
<p>斎藤田 村の東の方川に添し地なり、土人の説に古大日堂 ありし故かく云とのみ傳へて、其跡詳ならず</p>
<p>下ノ谷 村の東なり</p>
<p>芝ヶ谷 此も同じ</p>
<p>池ノ谷 村の南なり</p>
<p>市ヶ原 村の西なり</p>
<p>道林 市原の南なり</p>
<p>榎戸 村の南なり</p>
<p>此も村の南なりこの處に花清と云小名もあり</p>
<p>(一五九〇) (忠臣蔵は討ち入り) 【編者】</p>
<p>【貫】(かん) 中世以後、土地面積の表示に用 いられた単位。租税として收取する米を錢に 換算して表示するもの。田地の広さは一定で はない。『広辞苑』</p>
<p>【夏成】(なつなり) 夏に納める生産物、貢租 をいう。中世では麦が多くつた。江戸時代、 夏に納める畠年貢。『広辞苑』</p>
<p>【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年</p>
<p>(一五九〇) (忠臣蔵は討ち入り) 【編者】</p>
<p>【伊奈半十郎】江戸時代初期の関東郡代。【編者】</p>
<p>【山崎臺】現在の星川小学校付近から北西側の 台地にかけて【編者】</p>
<p>【芝ヶ谷】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜 面地から神明社の杜にかけて、星川及び神戸 町の一部。【編者】</p>

加賀屋敷

村の南なり、六郷加賀守と云人の屋敷跡なり
と云、猶舊蹟の條并せ見るべし、

帷子川

かたびらがわ
〔下星川〕
村の艮の方和田帷子の二村と當村との堺を流る、西の方佛向村より
入て、村内を經る事十丁許にして東の方神戸町に入、川幅上の方にて六間
しも
下の方にては八間あり、

○用水堀

〔下星川〕
村の中央にあり、水源は帷子川なり郡中坂本村の内より引分つ、
神戸及び當村と佛向三村の用水なり、此堀は西の方佛向村の境より村内に入
り、流るゝこと十丁許にして南の神戸村に入る、堀の幅纔に一間許なり、
〔下星川〕
杉山社 村の中央にあり、社地は小山にして松杉の古木繁茂せり、山を登る
こと凡〔約四五寸〕
〔約四八寸〕ばかりにして上に社あり、二間四方許りなり、本地釋迦にして
一尺六寸の立像なり、拜殿二間に三間、前に鳥居をたつ、すべて異に向へり、

村内法性寺持

○稻荷社 村の南の方神戸町の堺にあり、小祠なり、神戸町神明神主式部持、
法性寺 村の中央にあり、日蓮宗甲州久遠寺末、光榮山と號す、開山法性院
日在元和七年十月十三日寂せり、客殿六間に八間異向なり、本尊三寶祖
師の像を安す、又七面の像あり、長三寸許、これは甲斐國七面山に安置する
所の像を模せしものなり、影現七面と號す、

六郷加賀守某屋敷

村の南にあり、この屋敷跡あるを以て地名をも加賀屋敷
と呼べり、其地は山上にして登ること二十丁半餘、上に平地あり今畠となり
て廣さ二十四段餘の所なり、山の半腹に廢井二ヶ所あり、其一は徑二尺五寸
許、淵に望て手を拍つときはひゞきあり、故に土人かんかん井戸と呼ぶ、是
屋敷ありし跡と云る證とすべきか、されど加賀守が事跡は傳はらず、【小田
原所領役帳】に六郷殿と記せしは、荏原郡大森村の傳へによれば、上杉管領
家の一族式部大輔と云人なりと云、然るに同書に據は當所もかの式部大輔の

【稻荷社】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜
面にあつた稻荷社か?『編著者』

聖山。『広辞苑』

【七面山】身延山久遠寺の奥院がある日蓮宗の
住宅地一帯。登り二十丁半は誤記か?『編著者』

しらせし地なる時は、加賀守も亦式部大輔の一族などにてや有けん、とかく今よりは其寶を知るべからず、

○山崎淺間寶寺跡 字山崎臺台

にあり、此寺は山城國山崎寺を此へ擬して建立せしなりと云、然るに彼寺は錢原寶寺とかきて淺間を祭りしには非ず、もとより後人の附會してかゝる寺號を設しなるべし、土人の口碑に傳へたるは、昔この寺にて落人をかくし置る罪により、たちまち廢せらる、是て今にありと云ふ、又近き頃享保年中この舊跡墓所の跡なりと云所を穿ちて、枯骨を數多堀出せしかば、それを集めて埋め、其上に石の地藏の像を建立せり、其地藏今に存せり、芝生村民八右衛門の事蹟彼村にては傳へず、

○保土谷宿

保土谷宿は、東海道五十三驛えきの一にて、郡の西南の方相

州鎌倉郡の境にあり、今この宿に屬する所その地廣し、保土谷、岩間、神戸、帷子の四ヶ町をあはせて保土谷宿と呼べり、それも何の頃よりのことにや考ふべからず、慶長六年の頃までは道中の馬繼藤澤より保土谷に至り、夫より神奈川にて繼それ、其後戸塚川崎馬次となりしと云、こゝも半谷郷御厨庄に屬せり、半谷は榛谷と同じ唱へなれば通となえしりしなるべし、江戸日本橋より行程八里(約三三里)に及ベり、家數四百五十三軒、町の西側に軒を連ぬ、四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部太田の二村に隣れり、西は相州鎌倉郡平戸村にさかひ、西より北へは同郡品野村より當國都筑郡今井村、及び郡中佛向村下星川和田等の三村、及び都筑郡上星川村と、當郡羽澤村等列れり、北より東は二枚橋村及び片倉

【附會】(ふかい) 無理につなぎ合せること。

【願地藏】として同寺参道入口にあり。『編者』

こじつけること。『広辞苑』

【石の地藏】その後星川小学校建設時、明治四年（一八七一）和田の眞福寺に移設。現在「満

【馬繼】(うまつき) 駆馬を乗り継ぐこと。

【願地藏】として同寺参道入口にあり。『編者』

また、その場所。駅。『広辞苑』

青木町と芝生村なり、東西一里半ばかり南北二里ほど、宿内の地昔は久良岐郡に屬せし地もありしに、今のごとく繁榮の所となりし後皆此郡内となれり、猶詳なることは下にのせたり、昔は海道の往來今之所よりは西北の方にありしといふ、然るに慶安元年その道をかへられて子宿の人家はそこはくの地を隔てたりしに、後彼人家も岩間村の地に移りしより、往來の内となれり、初め保土谷と神戸帷子の間十八丁餘の路を隔しが、互に其町を移し合せなば便よからんとて、移して一町となせり、此時より三宿新町になりたり、其時奉行せしは井上筑後守重政、永田八兵衛なり、萬治三年岩間村のものともやゝもすれば人夫の役に苦しむことをなげき訴へしにより又かの村をも保土谷町へうつされけり、時の奉行は高木伊勢守守久なり、其街道の次第をいはゞ、相州平戸村より入て境の地藏より一番坂權太坂と云を過て、元町、茶屋町、保土谷町、上岩間町、神戸町、上帷子町、十八間町、下神戸町、田町、下岩間町、川岸町をこえて芝生村に入る、其道は左右ともに山にそひて谷間なる平地なり、長四十五丁五十間にして、廣さは四間より四間三尺に至れり、其間西より南へをれし所もあり、又南より東へ屈曲せしもあり、江戸の方へ向ひては神奈川宿の山遙に見ゆ、又繩手より下星川村法性寺、及び杉山明神の社見ゆ、其路程は十五丁ばかりを隔てし所なり、又北の方和田村伊勢の社の森も見ゆ、こゝまでは二十丁許をへだつ、又其所より北の方都筑郡なる端龍院の山見ゆ、これは一里餘を隔てり、同所より

【そこばく】（若干・幾許）数量を明らかにしないで、おおよそのところをいう語。いくらか。

いくつか。『広辞苑』

【人夫】（にんぶ）公役に徵用された人民。夫

役（ぶやく）を課された人民。『広辞苑』

【繩手】田のあいだの道。あぜ道。たんぼ道。長く続くまつすぐな道。『広辞苑』

東の方久良岐郡戸部村の山々も見ゆ、十五丁ばかりをへたてし所なり、又相州境の方より南の方を望めば、久良岐郡の中圓海山をはじめとして、**羣山**つらなり、同郡引越村の方より相州鎌倉郡永谷村の山につづけり、この山々近き所にては一里ばかり、遠き所にては四里に餘れり、是宿中より遠望する所の大界なり、

◎保土谷町 保土谷町は、相州境の方権太坂より、東北上岩間町迄の間なり、今専ら保土谷と呼ぶ所は、上岩間の方へ寄たる所にして、夫より武相の境の方茶屋町元町とをすべて三に分ちたれど、茶屋町元町は元みな保土谷の小名なり、保土谷町も昔は今の元町の所にありしを、慶安年中此所へ引移せしと云ふ、是より元町の名も起れり、前條保土谷宿にのせたる如く、當町以下岩間神戸帷子と列ね記すべきを、左に載たるは今唱る所の便宜にしたがへり、

権太坂 海道の内にて元町の南の方なり、其地形十丈あまりも高く、屈曲して長き坂なり、故に街道往返の人夫此所を難所とす、昔は一番坂と呼しが、何の頃か旅人爰を過るて、側にありし老農に坂の名を問しに、かの翁耳しひたる者なりしかば、己が名を問はれしと思ひ権太坂と答へけるより坂の名となりしと、土人云傳へり、

○二番坂 権太坂の上にあり、同じ續きなれば江戸より往くときに一番坂二番坂とかぞて呼しなるべし、この所は、権太坂ほどにはあらざれどもよほどの坂なり、爰より望めば神奈川の海上を目の下に見て風景いと美なり、坂より相州の方境の地蔵までは木いくらともなくならびたてり、

今井川 元町の邊を流る、水源は都筑郡今井村にて、谷水落あひ小川となり、

【**羣山**】群山『広辞苑』
【**耳しひる**】耳が遠い『広辞苑』

【**二番坂**】現在の光陵高校付近から境木にかけての坂『編者』

(約二一畝)ばかり
十丁許をへて元町に來り、海道の家の前より右の側へり、十丁程流れて
金澤橋へ出、又五丁許にして往來のうち中^{なか}の橋^{はし}を過て左にそひ、裏通りを
流るゝこと六丁ばかり帷子橋のもとにて帷子川へ入る、水源の地名により川
の名をかく呼べり、川幅或は三間^{（約五四畝）}或は五間に及べり、

○土橋

元町の内にありて今井川に架せり、官よりかけらるゝ橋なり、長
六間幅^{（約五四畝）}

大仙寺

保土谷町の西側にあり、海道より五十間ばかり西へ入てあり、古義
眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、西方山安樹院と號す、村の舊記によるに、
いとふるき寺にして、圓融院の御宇天祿年中の起立にて、神戸山惣持院神
宮寺と號せしが、其後衰微して星霜ぶりしを、應永年中法印鎮淳中興
せり、此時山號寺號等も改めしとぞ、かくて法印は同^{（約九〇畝）}き二十八年五月四日
寂せり、今是を開山とす、又遙の後寛文十年二月十日回^{（約九〇畝）}祿にあひて記録以
下烏有^{（約九〇畝）}となりしにより、昔の事はつたはらずといへり、門は兩柱の間一丈、
西方山の二字を扁^{（約九〇畝）}す、客殿は六間に八間共に南に向ふ、本尊は彌陀の立像長
三一尺許、當寺境内外に除地^{（約九〇畝）}三段、一畝一十八歩境内の地につゝけり、

寺寶

十王畫像一幅 紀伊國高野の子院^{（約九〇畝）}高室院より寄附せりと云、

鐘樓

門を入れて右にあり、九尺四方、鐘の圓径三尺、享保七年の銘文あり、

阿彌陀堂

本堂の右の方にあり四間四方、西向なり、阿彌陀^{（約一八畝）}は坐像にして
付属する小寺。塔頭^{（約一八畝）}（たつちゆう）。寺中。脇寺

六尺ばかり、稻荷社^{（約一八畝）}除地居山の内にて境内に續けり、勸請の年代を傳へ
ず、寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位^{（約一八畝）}を授けらるといへり、

道祖神社

同所にあり小祠、

【中の橋】現在の交通反則センター北西付近

〔編者〕

【土橋】現在の元町橋ではなく、現在の元町自治会館付近にあつたと言われる。〔編者〕

【回祿】（かいろく）火の神。転じて、火事で焼けること。火事。『広辞苑』

【鳥有】（うゆう）何もないこと。皆無。『広辞苑』

【除地】（じよち、よけち）江戸時代、検地帳

境内にある。〔編者〕

などの記載から除かれた土地。領主の証文または由緒により、年貢諸役を課されない土地。

【広辞苑】

【子院】（しいん）同一境内にあつて、本寺に付属する小寺。塔頭^{（たつちゆう）}（さざなわ）。〔わきだら〕。『広辞苑』

【道祖神社】一度の遷座を経て、現在外川神社境内にある。〔編者〕

○樹源寺 保土谷町の北側にて往還より十五間許退きてあり、日蓮宗身延山久遠寺末妙秀山善通院と號す、寛永五年の頃某氏の女の發願により、僧の日領を開山として起立せしとぞ、かの女は同九年五月二十三日歿せり、法謐妙秀日正といふ、日領は明暦(一六五七)三年九月二十七日化す、かの僧の院號を普通と云、當寺の山號院號は開山開基の法謐の字をとりし事知らる、客殿五間半に四間、本尊三寶を安す境内の外に山一段一畝あり、これも境内つゞきの居山なり、

○石地藏 茶屋町のはづれにあり、わづかの見捨地あり、

○地藏堂 東海道の内武相の境にあり、故に境地藏と呼べり、堂は三間四方東向なり、前にわづかの石階あり、こゝにたてる石地藏はいつの頃のものにや詳にせず、たけ臺坐ともに七尺ばかり、堂は萬治(一六五九)二年の創建にして、岩間町見光寺の持なり、堂下に旅人のいこふ茶屋あり、土俗に堺地藏の茶屋とよぶ、

鐘樓 堂の後にあり、鐘は徑(約九〇cm)三尺ばかり、安永九年(一七七八)二月の銘あり、

法禪寺迹 樹源寺の後の方なり、今も寺號を以て其所の字とせり、眞言宗の寺院なりしよし、いかなる故に廢せしや詳ならず、此寺の本尊とせし藥師は今樹源寺のものとなれり、

舊家名主^旧荔部清兵衛吉重の奥方。『編者』
【某氏の女】荔部清兵衛吉重の奥方。『編者』
【法謐】おくり名。
【見捨地】(みすてち)江戸時代、朱印地・除地、証文による無年貢地以外の年貢負担のない土地。堂・宮・道・川・溝・稻干場・土取場。

墓地・死牛馬捨場・火葬場などがこれにあたる。検地の際には繩入れをせず、「竿外」「見捨」と表記された。はじめ検地帳に記されなかつたが、のち検地帳外書に記された。『広辞苑』

【地藏堂】境木地藏『編者』

は武州鉢形の城番をつとめしとあり、荔部出羽守吉重同修理亮吉重同清兵衛吉重とつらねしるせり、三代同じ名を用ひしと云も誤あるべし、又側に右三人の名乗は小泉次太夫が授けし所なりとあり、次太夫吉次は御打人の頃より御代官を勤めし人なれば、いよいようけがたき事なり、又彼記録に云、右の内荔部内膳と云もの神奈川領二又川にて、六箇所の領地を北條氏康より賜はれりと、かの内膳と云は出羽守か又修理亮などが初の名なるにや又云荔部豊前守當所上中下ともに氏綱より賜りて領せり御當代に至りて清兵衛吉重うつたへて、上中下ともに石高を分ちて農民に配分し、其内中保土谷町をば自所持せりと云、又別に記せしものあり、其文には永祿十一(一五六九)年九月甲州勢小田原へ人數を出せしとき、吉良左兵衛督義門居館をこの近郷蒔田(まいた)に定む、其頃幕下に屬せしは、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿頼、荔部豊前守泰則、多目周防守長宗とあり、これによれば豊前守が名乗の吉重とするせしはいよいよ誤なる事しらる、今の清兵衛が父清兵衛の時年頃宿役のことに心をもちひ、傳馬宿次の指揮(しき)もおこたらぎりしかば、天明八年八月二十九日伊奈攝津守よりきこゑ(あげ)上て、白銀(はくぎん)そこばくを賜ひ、其身一代は帶刀すべく、又今より以後子孫永く苗字を名乗べきよし免されて褒賞(ほうしょう)ありしといへり、

◎上岩間町 今は保土谷町の續きなり、又帷子橋の次にも岩間町あり、夫をば下岩間町と呼ぶ、萬治三年人夫役の事につきてうつたへしによ

【鉢形城】(はちがたじょう)埼玉県寄居町にあった城館で、後北条氏の有力な支城。荒川に望む断崖縁に築城される。文明年間に長尾景春が築いたとされ、山内上杉氏・藤田氏をへて、北条氏邦が本拠とした。現在の遺構はこのとき改修されたものと考えられ、後北条氏に特徴的な角馬出しがみられるほか、規模の大きな土塁などが残る。天正一八年(一五九〇)前田氏・上杉氏の豊臣軍に攻められ、一ヶ月の籠城の末落城。『広辞苑』

【白銀】(はくぎん)江戸時代、銀を9cmほどの平たい楕円形に延ばして紙に包んだもの。通用銀の三分に当り、多くは贈答などに用いた。

【広辞苑】

り、保土谷町の地へ引移せしにて、もとは久良岐郡の村なり、按に【小田原所領役帳】に岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文、此内六十貫七百文は壬寅檢地増分とあり、壬寅は天文十一年なるべし、又菊地郷右衛門が知行二十三貫文、以上の地皆久良岐郡岩間とあり、御入國の後は伊奈半十郎忠治が家にて支配せり、この後元祿八年の檢地にも猶久良岐郡に屬せしが、同十四年あらためて當郡に屬せり、この後人家も次第に海道の内へ移りて、ついに四箇町つらなりすべて保土谷の一驛に隸すといへり、

◎上神戸町 上神戸町は、上岩間町の艮に續けり、又下神戸町は帷子町の間にはさまれば、此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋のほとりより神明の社の邊までなりしが保土谷とそこばくへだりて便よからざるにより、慶安元年今地へうつれりと云ときは、古神田なるにより神戸の地名おこりしなるべし、

高札場 乾の方にあり、保土谷一宿の高札場なり、
金澤橋 岩間町の境にありて今井川に架す、長五間幅九尺、この橋の側より金澤へかよう道ある故に、今此名あり、昔は神戸橋と云いと見ゆ、御普請所なり、
◎帷子上町 帷子上町は、上神戸町に續けり、この町も海道の内に三箇所あり、それも昔は帷子川の邊今の古町と號する所にありしが、慶長二十九年（一五九六）一六一五年中今地へうつりしと云、此帷子の地名は、古よりありし所なりと、されど其名の起りし故は傳へず、太田道灌の

【平安紀行】に云ふ、かたびらと名付る所にて、

【御普請所】（ごふしんごじょ）江戸・関八州、の執事。名は持資（もちすけ）、のち資長。江の他の幕府領、および幕府の管轄した河川の灌漑・用水、ならびに道や橋など、公の土木工事を行ったところ。『広辞苑』

【太田道灌】室町中期の武将。歌人。上杉定正

の執事。名は持資（もちすけ）、のち資長。江戸城、河越城などを築く。主君定正に暗殺された。歌集に「花月百首」がある。（一四三二八六）『広辞苑』

日さかりはかたはだぬきて旅人の

汗水になる帷子の里

【廻國雜記】にかたびらの宿といへる所にて、

いつきてか旅の衣をかへてまし

風うらさむきかたびらの里

とあり、この頃の海道は今の道より乾の方にありて、其道の次第は相州境より今の如く來り、元町の内東の方へをるゝ所をゆかずして、田間たなかを越こえ良うしつるのあたり片倉村の方へ入しなり、御打入の後は伊奈半十郎が家にて世々預り奉りしが、今は大貫次右衛門が御預おあけとなれり、

小名

上町 上神戸町の方を云、

十八間町 上町の良の方にあり、今井川いまがわをもて堺とせり

今井川 上町と十八間町との間を流、按に昔は神戸川とも云しと見ゆ、天文てんぶんの五十五一五三頃ごのものにしか載たり、

◎下神戸町 十八間町の良の續きにあり、此所も土地じち變革へんがくのこととはすでに前に出せり、

◎帷子田町 田町は下神戸町の良に續けり、此則帷子町の小名こななり、其詳つきひらかなる事は上に出せり、

見光寺

下神戸町と今井川との間にありて、門は海道の方岩間町の内に出づ、淨土宗にて江戸深川靈巖寺の末、大譽山珂山院と號す、開山大譽珂山寛永六年起立かんえい(一六二九)きりゅうす、此珂山は寛文十一年九月五日寂せり、本尊は彌陀の坐像長二尺二寸約七〇cm、客殿六間半に五間半すべて南向の寺なり、

○香象院 帷子町の内にて海道より二十五間ほど引込ひきこみてあり、古義眞言宗

【廻國雜記】道興准后著。一四八六一七八七年(文
明一八一九)北陸・関東・東海・奥羽などを交
え。『広辞苑』

久良岐郡太田村東福寺の末、在田山安樂寺と號す、開山忠秀法印天正十一年起立す、本尊は不動の立像長、尺五寸ばかり、客殿は八間半に五間門は海道の方にむかへり、

寺寶 愛染明王畫像一幅 弘法大師の筆なりと云、

富士浅間社 境内に入て左の方にあり、九尺に一間、この社は芝生村の鎮守とする所なり、

○**阿彌陀堂** 山下にて字岸の下にあり香象院の持、

◎**下岩間町** 下岩間町は同町の艮にあり、上にいへる十八間町よりこの町迄は舊久良岐郡の地にして、今井川を界としすべて岩間村の内なりしといへり、その餘變地の事は已に前に出せり、

○**神明社** 神戸町の内にあり、下岩間町まで大門通り、今保土ヶ谷及び神戸町の鎮守とす 四石一斗の御朱印（六五疋）は慶安元年に賜へりと云、社地も其内なれば別に歩數も定らず、此餘田畠四ヶ所皆此近きあたりにあり、按に天文（十五五廿二）二十四年しるせしと云當社の縁起に、天祿元年庚午伊勢太神宮武州御厨屋の庄棟谷の峯に影向（ようこう）あり、それより川井へうつりたまひ、又二俣川へ鎮座あり、其後又下保土ヶ谷の宮林と云所へ移りたまひしかば、同所八坂（天保十九年）と云所に祀れり、この後二俣川の宮を假宿（かりやど）と號しけり、然るに嘉祿元年（二二三五）神託（しんたく）ありて宮作りのことを起しけるといへり、今神主がもとに傳ふる所は、この時始て鎮座なしけるやうにもいへり、もとより天祿の影向と云ものは、いとふるき世の事なれば果して其實（じつ）をつたへしや否を知べからず、祭禮毎年六月十六日

【愛染明王】（あいぜんみょうおう）真言密教の神。愛欲を本体とする愛の神。全身赤色で、

三目、六臂（ろっぴ）、頭に獅子の冠をいただき、顔には常に怒りの相を表わす。近世では、恋愛を助け、遊女を守る神としても信仰され

た。また、俗に、この明王を信仰すると美貌になると信じられていた。『広辞苑』

【御朱印地】江戸時代、幕府が寺社などに御

朱印状を下付して年貢諸役を免除した土地。

【広辞苑】

【棟谷の峯】現在の旭区さちが丘付近か？『編者』

【影向】（ようこう）神仏が仮の姿をとつて、この世に現れること。神仏が来臨すること。この世に現れること。神仏が来臨すること。

また、姿を見せないで現れる事。『編者』

【八坂】現在の藤塚町新保土ヶ谷IC付近か？『編者』

【編者】

九月十六日、

鳥居 神戸町の中ほど 坤の方にあり、木にて造れり、
大門 兩脇にわづかの石垣あり、高さ一尺ばかり、上に竹の矢來やらいをなせり、

この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりをへだつ、石鳥居
大門の内にあり、

拝殿 石鳥居より十二三丁程の間をへだてゝあり、

本社 一間四方東南に向てたてり、この社は御打人の後再まで造營ありし
と云、棟札の文に云、武藏國榛谷御厨八郷の鎮守、保土ヶ谷神戸村、元和五
己未年彌生とありて、裏に但馬守越後守、和田村田口平兵衛、青木隼人
佐、星川郷和山加兵衛、小幡子足立久右衛門、苅部清兵衛、丹解和泉守家秀、
小野筑後守、岡崎米田皆平柏木七九郎など**交名**見ゆ、又その後に修造のと
きの棟札あり、**權大僧都覺祐**とするせり、其年代は傳へず、

末社五坐相殿社 社地に入て左の方にあり、豊受大神宮日神天神切部見目
の五座の神を祀れり、

四坐相殿社 本社の左の方にあり、月神雨神風神山神等の四坐を祀れり、
御嶽社 社の後ろの方にあり、

神主岡田刑部 社地に入る所の左の方にをれり、昔は小野新兵衛といふも
の神主として、世々祀事を司りしが、いつの頃か今の刑部が先祖へその職を
譲りしといふ、刑部は世系もさたかならず、昔の小野新兵衛が書し縁起一巻
あり、その文を見るにことごとく採用すべきにあらざれど、古きものなれば
全文を左に載す、

【**大門**】(だいもん) 大きな門。外構えの大きな正門。神明大門は「長大門」とも呼ばれた。

【**編者**】

【**矢來**】(やらい)竹や丸太を縦横に粗く組んだ、

仮の囲い。『広辞苑』

【**石鳥居**】現在の神明社鳥居前、田中金魚店付近。

【**編者**】

【**本社**】この本社が平成八年まで継続。同年撰

社豊受大神宮の用材に。【**編者**】

【**交名**】(きょうみよう)儀式、歌会、宿番などに際して文書に人名を書き連ねること。ま

た、その文書。連名書。散状。『広辞苑』

【**權大僧都覺祐**】大仙寺第八世住職。元和七年

(一六二二)寂す。【**編者**】

【**岡田刑部**】文化二年(一八〇五)白川家より

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明濫觴之事

抑當宮之開起者、天祿元年庚午伊勢天照太神宮飛來給、武州御厨庄之内、榛谷之峯影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下、保土谷宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝二成、暫住給、然嘉祿元年乙酉、或少女託言、吾出法性眞如都、假交分段同居之塵、以降垂一天四海跡、和率土萬國光、中猶今當國當郡和光同塵、守護一切衆生晝夜思也、我得鎮坐云、其時彼少女之云、目顔淨布懸言、御託宣云、

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、

うつす御影をおかめもろ人

少女様々自託給時、天光物飛散、雷電鳴渡、故今二成奉祟、神明御伊勢御正體申下、宮造在所號神戸、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王今御坐、是則顯深之本地給者歟、末社兩宮、風三郎殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷天神、山王、見目等也、倩見此地形體、伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違、先有高間原、是宮原云、宮川是神戸川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳濯川、爰古部川云、有大湊、爰神奈川前云、有二見浦、爰宮崎云、有大橋、爰小帷橋云、有宇治橋、爰神戸橋云、其外外宮、内宮、山田三方、宇治、朝熊嶽之景地相似、肆法企之勤請成自然之宮立質也、依之武藏二十四郡之内、十郡之守護神、別者御厨八郷之鎮守也、爰以昔年七十五度有祭

*この文書については、別欄の「榛谷御厨庄之内神戸神明濫觴之事」を参照してください。

祀田、此外五度之御供免、一二三四之有禰宜、有神主、有八乙女、二十五人之有社人、六口之有供僧巫女、斯上代雖美々敷、今神領被間、其形計也、加様之旨趣、御上意様江、被立御申、如先代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無怠慢、奉勤天長地久御願圓滿、殊者國守武運長久御威光倍增之旨、可奉祈者也、仍乍恐神主等申上處如

件 天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行所御申上

丹下氏

小野氏

◎帷子町かたびらちょう 此町は帷子川を界さかいとして下岩間町に隣り、良の方芝生村に及べり、土人或はこゝを小帷こかたびらと號す、永祿年(一五五八~一五七〇)中小机の内小帷九十一貫八百七十文を太田新六郎が知行せるよし、【小田原役帳】にのする所なり、又村の記録にも元祿の頃までは小帷とするせしもの見ゆ、今は土人此地の異名のやうに思へども、【小田原所領役帳】に小帷とするし、又天文の頃のものにも小帷川小帷橋の名見ゆれば、古はかく書しよし事と見ゆ、

小名 川岸町 帷子橋あたりの邊なり、

帷子川 岩間町の界を流る、その詳なることは下に出せり

○帷子橋かたびらばし 帷子川に架す板橋にて高欄つきなり、長十五間幅(約二七間四尺)三一间(約五・四間)

御普請所ごそくしんじょなり、

牛頭天王社ごずてんのうしゃ 帷子川の邊繩手にて江戸の方より宿いり所の右にあり、相傳

【天文の頃のもの】天文二十四年（一五五五） もと祇園精舎の守護神といわれ、藥師如来、の神明社縁起書。【編者】さらに素戔鳴命（すさのおのみこと）の垂迹

【牛頭天王】（ごずてんのう）仏語。京都祇園 という。祇園天神。『広辞苑』

社（八坂神社）や尾張津島大社などの祭神。

【牛頭天王社】現在の橘樹神社。【編者】

ふ當社の神體はもと佛向村の内寶寺と號する寺にありしものなりしが、戰争の間破却せられし頃、此神體帷子川へ入て流れ來りしを、其邊の百姓等三人にて取あげ、今の所へ社を造りまつれりと、此によりて今も社修造の後遷坐のたびごとに、彼三人の子孫進退せりと云、本社七尺四方、東に向ふ、神體秘物なればとて後へそむけて坐せり、故に祈願の事ある者は社の後の方へ廻りて拝すと云、拝殿は三間に二間これも東向なり、例祭六月十五日なり、村内遍照寺もち、

末社五坐相殿社 本社の左の方にあり、山王權現天神さんぼうこうじん三寶荒神さんぼうこうじん第六天藏ざわう王權現わうけんの五社なり、小祠しょうし、

四坐相殿社 本社の右の方にあり、御嶽權現稻荷八宮辨財天みたけごんげん八幡宮はんぎやうの四坐を合祀せり、

○神明宮 牛頭天王社にならびてあり、江戸の方より宿へ入る所の右側、約六〇m三十三間程入てあり、其社地は帷子町に屬す、小祠なり、前に鳥居を立、勸請の年代詳ならず、村内香象院寺持、

耕地 四箇町皆屬する所の耕地あれど、總て是保土ヶ谷宿に隸す、故に耕地の字及び山川以下并て此に記す、

和田ノ上 帷子町の地内にて北の方なり、このところに
兵庫丸と云へる所あり、

岸の下 是も北の方なり、

中オフナ 是も亦北の方にあり、畔のことをおふなと云、大路と云心か、川邊通り

帷子町の北の方にあり、

原田 街道へ入る所の右の方にあり、

溝添 北の方なり、以上の六箇所は皆帷子町に屬せり、

廣町 神戸町北うちにあり、

芝ヶ谷 寺坂谷

以上の四箇所神戸町の北うちにあり、

【神明宮】現在は橘樹神社境内にあり。『編者』

【廣町】現在の横浜ビジネスパーク付近。『編者』

- 道上** 西の方にあり、
中通道 町の北うらにあり、
原 東の方にあり、
鹽田 岩間町の東の方にあり、
關西 是も東の方にあり、
町裏 關西の邊にあり、
殿田 岩間の東うらにあり、
十三塚 此地に十三塚と呼ぶ古塚あり、故に此名あり、
帷子川 水源は都筑郡川井村大貫と云所のわづかなる谷川、二里ばかり流れ
 て同郡白根村の池水、及び同郡菅田村金草澤の谷水竹の下と云所にて合して
 一條となる、そこより帷子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、古町土橋
 へ出夫より一丁餘り下にて往還通り帷子橋へ出、十丁程にして芝生村地境
 を流れ、神奈川下より海へ注ぐ、水源より此所迄川路二里許、この水帷子
 町にては用水となれり、
- 今井川 西の方都筑郡今井村より流れ來り、耕地の間を過て保土ヶ谷町
 に入る、
- 岩間原** 岩間原の東にあり、廣さ段數を以て云はゞ十丁許もありしが、今は開發して畑とせしもの多し、【回國雜記】に岩井の原を過ることを載て歌あり、すさまじき岩井の原をよそにみて、結ぶぞくさの枕なりける、それよりもち井坂すりこはち坂などをこへたることを記せしなれば、岩井原はこの岩間原のことなるにや、しばらくこゝにしるして後の考をまつのみ、
- 藥師堂原** 宿より西北の方なり、廣二丁程、昔程ケ谷町法禪寺持の藥師
-
- 【鹽田】**(しおだ)現在の相模鉄道西横浜駅付近。
【塙田稻荷】(しおだいなり)相模鉄道敷設の時、同所にあつた塙田稻荷を西久保町の杉山社に遷座。また相模鉄道西谷保線区内に分祀。現在相鉄グループの守護神。『編者』
- 【金草澤】**(かなくさざわ)千丸台団地近くに金草沢というバス停あり。『編者』
- 【藥師堂原】**現在の市営岩崎町住宅及び岩崎地域ケアプラザ付近。『編者』

堂ありしゆへこの名ありと云、
○八町野 宿より西南の方なり、廣三十丁餘、以上の二ヶ所は保土ヶ谷町
の分なり、

帷子川水除堤 帷子町の内字古町通にあり、長二百三十間堤上(約四一〇m)幅四尺、
○溜井 (ためい)これも帷子の内なり、神奈川青木町にて用水とす、

杉山社 宿の東の方下岩間町の内にあり、海道よりは一丁ばかり異の方にあた
れり、古社なれば當社もかの神社(かんじょう)を勧請せしなるべし、本地は不動の坐像にし
て長一尺ばかりなりと云、本社八尺四方にして一間半に三間の上屋(うわや)あり、前に
鳥居をたつ、其前に石階(せっかい)あり、例祭は年々九月二十八日なり、當所圓福寺持、

末社小机稻荷社 本社の左の方あり、

○八幡宮 宿の南西の方永田村の境によりてあり、昔は久良岐郡の内なり、
よりて今も岩間町の内に屬せり、社地は小山の上にて北に向へる社なり、大
き二間四方、神體は木像にて長八寸許(約二四寸)、束帶(そくたい)して坐せる貌(ましま)なり、相傳ふ花
園院の御宇文保二年の鎮座なりと、今の社は古き造營にはあらず、棟札に
貞享元年(一六八四)武州久良岐郡岩間村とかけり、社前に石階二段ありて其下に鳥

居をたつ、村内安樂寺持、

菊水觀音出現跡 鳥居に向て右の方なり、楠一株ありてその根の際に小し、
窪(くぼ)所あり、この底に清水をたゝへきわめて清冷なり、病者常にこの水を服
して平癒し、或は眼病(わざら)を患ふるものこの水にてあらぶ時はしるしありと云、

【八町野】権太坂(一)三丁目付近。『編者』

【水除】(みずよけ)水を防ぐために設けてあるもの。堤防の類。『広辞苑』

【かの神社】延喜式神名帳に「武藏國都筑郡一座小杉山神社」とあり。神名帳所載の神社を式内社といふ。武藏風土記稿中、都筑郡二十四社・橘樹郡に三十七社・久良岐郡に五社・南多摩郡に六社・計七十二社あり、何れが式内社か未だ定説なし。『編者』

【束帶】(そくたい)律令制以降男子の朝服。

天皇は即位以外の晴れの儀式に、臣下は参朝

の時をはじめ、大小の公事に必ず着用した正服。その形状、構成は時代により変遷があるが、中心となる構成は冠・袍・半臂・腰带(せきたい)・帖紙(たとう)・笏(しゃく)・襪(とうず)・靴等で、武官と帶劍勅許の文官は劍・表袴(うそのはかま)・大口(おおくち)・石帶(せきたい)・帖紙(たとう)・笏(しゃく)・襪(とうず)・靴等で、武官と帶劍勅許の文官は劍・平緒(ひらお)を着用する。『広辞苑』

【貌】(ほう)かたち。すがた。みめ。容貌。顔色。

また外觀。『編広辞苑』

天徳院 神戸町の内往還 ひつじょうる 方へ五十間許を隔てゝあり、曹洞宗小机村雲
松院末、神戸山と號す、天正元年の起立にして明玉宗艦と云を開山とす、
然るに宗艦は寛文元年(約五七三)四月二十二日寂すと云ときは時代たがへり、恐は中
興開山なるべし、客殿七間に五間前に石階あり、すべて東南にむかへり、本
尊地藏長一尺五寸の坐像なり、此腹内に一寸八分の地藏の像あり、是は運慶
の作なりと云傳ふ、

○ 満願寺 まんがんじ 此も神戸町の内古町通神明社の傍にあり、坤の方にて海道よ
りは百間許を隔つ、これも雲松院末閻王山江月院と號す、開山永舟慶長
五年の起立なり、本尊は閻魔にて長一尺五寸の如き藁屋に安ず、東に向へり、
○ 大蓮寺 これも神戸町の内にて、海道の坤の方、一二丁ばかりを隔てゝ
あり、日蓮宗にて房州小湊誕生寺末、妙榮山西孝院と號す、開山日圓慶長
二十三年の起立なり、此日圓は正保二年寂す、客殿四間に四間半本尊三寶
を安す、鬼子母神の像あり、其餘日蓮の像は日保の作にして祖師の開眼なり
と云、長一尺五寸の坐像なり、この像の來由を尋るにもと保土ヶ谷樹源寺の
背後の方に法禪寺といひし寺ありて、かの寺に安置せり、いかなる故にか紀
州南龍院殿の母公養珠院殿の、かの寺へ寄附せられしものなりとて、臺坐に
御紋をつけたり、

三十番神妙唱大明神合社 さんじゅうばんじゅんめいじんがっしゃ 客殿に向ひて右の方なり、

○ 圓福寺 えんぶくじ 岩間町の内にて海道より百間許を隔つ、古義眞言宗久良岐郡太
田村東福寺の末にて羯摩山密藏院と號す、開山僧眞元後花園院の御宇永享
きょう えいきょう

【満願寺】文久年間に天徳院に合併。『編者』
【菴室】(あんしつ・あんじつとも)木で造り、
屋根を草で葺いた小さな仮の家。僧侶や正捨て
人の住居。転じて、主に尼僧の住まい。あん。
いおり。『広辞苑』

【來由】(らいゆ)物事の現在に至った理由。
いわれ。来歴。由来。らいゆう。『広辞苑』

【三十番神】一か月三〇日間を毎日交替して如
法経を守護する三〇の神々。一般には法華經

守護神として著名。はじめ天台宗で、のちに
日蓮宗で信仰されたもので、本地垂迹説によつ
た考え方。第一日目から、熱田、諏訪、広田、
氣比、気多、鹿島、北野、江文、貴船、伊勢、
八幡、賀茂、松尾、大原野、春日、平野、大比叡、
小比叡、聖真子、客人、八王子、稻荷、住吉、
祇園、赤山、建部、三上、兵主、苗鹿、吉備
津の各神をあてる。『広辞苑』

- (一四三〇) 起立なり、客殿六間に五間乾に向ふ、本尊は地藏の立像長一尺五寸ばかり、境内の外に居山五段^(一六〇坪)十歩寺地へつゞけり、
- 金毘羅社** ^(約九m) 寺の後の方にあり、九尺に六尺の社なり、前に石階あり、凡三丈ばかりも高き所なり堂の前より望めば神奈川をはじめ所々の山々眼中に入りて眺望いと美なり、この金毘羅は近き頃祀りしと云り、
- 福壽寺 岩間町の内宿の背後南の方によりてあり、臨濟宗相州鎌倉建長寺末、岩間山と號す、開山光菴明應^(一四九三)九年六日寂せり、本尊彌陀立像にして長^(約九〇寸)三尺、客殿六間に四間半南に向へり、寺僧の話に二十四五年前までは久良岐郡戸部村の境によりてありしを、其頃當所には蓮求菴と云菴室のありけるが、いかなる故にか當寺を菴室の地へ引移せしといふ、この地は山の中腹にして境内へつゞきたる所に居山六畝^(一九五坪)十五歩の陰地なり、
- 稻荷天神合社 門を入て右の方にあり前に鳥居をたつ、
- 辨天社** ^(參) 同じほどりにあり、石にて作れる小祠なり、
- 觀音堂 福壽寺の前にあり、堂は二間に二間半、十一面觀音の立像を安^(あん)ず、臺坐ともに一尺八寸の像なり、前に石階あり、造立の年代詳ならず、安樂寺持、
- 安樂寺 これも岩間町の内にて宿より東南の方に當れり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、金岸山櫻壽院と號す、開山僧弘辨^(天文四年)は天文^(一五三五)六年寂せり、客殿五間に七間すべて南向なり、本尊は彌陀坐像にして長一尺九寸許又菊水觀音の像あり、立像^(約九寸)二寸許、此は八幡の社地より出現すと云、境内づきに居山一段九畝あり、
- 寺賓翁面一枚
- 秋葉社** ^(參) 境内の後の方石階の上にあり、神體白狐^(体びやく)に乗たる像にて長^(約九寸)二寸ばかり、
- 牛頭天王社** 今は社なくして暫く假殿に安す、岩間町の鎮守にして昔はこゝに社ありしと云、承應四年四月社の草創ありしときの棟札あり、祭禮
- 【金毘羅】** (こんぴら) 仏語。藥師十二神将の一つ。また、仏法守護の夜叉神王の上首。武装し、忿怒(ふんぬ)の姿をとるが、持物は一定しない。大物主神はこの垂迹(すいじやく)の姿といい、海神として信仰され、香川県の象頭山(ぞうずさん)の金刀比羅宮にまつらえている。『広辭苑』

年々六月七日なり、神體は長九寸ばかりの立像なり、**旅所**四箇所下岩間町
中の橋の際帷子橋のほとり神明の大門等にあり、

○遍照寺 帷子上町の北裏にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、
医王山延壽院と號す、開山の年代を傳へず、其後賢海といへる僧寛永^(約一七〇四年)十年
再興せしにより此を中興開山とす、本尊は藥師なり、相傳ふ此本尊は弘法大
師の作にしてもと郡中佛向村寶寺金堂の本尊なりしが、彼堂破却の後他へ傳
りついに此寺の物となりて本尊とせしと云、長二尺八寸の坐像なり、客殿四
間に四間半翼に向ふ、前に石階あり、

墳墓十三塚 保土ヶ谷町の内相州品野村の境によりてあり、此地は三間許
のわたりなり、此地の字を十三本塚と云、左右に六づゝあり、中の一塚は三
間許のわたりなり、これを大將塚と呼ぶ、其餘十二は敷九尺あまりに高さ
六尺ばかり、いかなる故に築きしと云事を知らず、恐らくはかの供養塚の類
なるべし、

◎芝生村

芝生村は郡の南にあり、これも榛谷庄の内なり、又往古小机
庄とも云しなどいへば、まちまちにしてさだかならず、此邊西より北へ
かゝりては小山そばたち、東南は平地なり、四境をいはゞ東南の方は海
に向ひ、其外は帷子川を隔て久良岐郡戸部尾張屋新田の二村及郡内岩
間町に隣り、西は帷子町に境ひ、北も帷子町青木町に並び、東西五丁^(約五五〇m)
南北十丁許、中央に東北の間より西南に通じて東海道中貫けり、土地
は砂交り黒土にて田多く畠少し、民戸百九軒海道の左右に立つゞけり、
民居の外は杉を並木となせり、この邊のものは耕作のいとまには、男子
は海邊^(約一・km)に出でアサリ蛤の類^(たぐい)を拾ひ、女子は木綿布を織ることをもて業^(なりわい)

【旅所】(たびしよ)祭礼のとき、本宮から渡御(とぎよ)した神輿(みこし)や神体を一時とどめておく所。おたびしょ。旅の宮。『広辞苑』

【アサリ蛤】編者が高校生の頃(昭和三〇年代後半)現帷子橋付近の新流路開削工事中に、土中より大量の貝殻を発見した。『編者』

【尾張屋新田】尾張屋橋がその名残。『編者』

とせり、此村開發の年代を傳へず、按に一遍上人五代師阿上人正中
(一三三五)
 二年閏正月十一日武州芝宇宿にて寂せしよし【遊行歴代記】に見ゆ、
 芝宇と云は此芝生ならんか、もしさあらんには舊くより起りし村なら
 ん、夫もまさしとは云がたし、御入國の後は御料にて、正保の頃(一六四四~四八)は
 伊奈半十郎支配所なり、元祿八年命を奉じて安藤對守重治が檢地せし
 ことあり、其後又新田の地出きてその所は寶永十一年安永五年の兩度
 伊奈半左衛門(うけたま)が承りにて檢地をなせり、それより度々御代官の變代あ
 りて、今は大貫次右衛門光重が支配所となれり、

高札場 村の南にあり

小名

谷戸

北の方にあり

庚申塚

西北の間にあり

塙山下

東南の間海邊にあり

カクレ

谷戸北方淺間の後にあり、

淺間下

青木町境より淺間の宮の邊を云、

三家

淺間下の隣りを云

追分

三つの家の坤なり、

大久保山

西の方帷子町の境にあり、

○薬師堂山

海道の西北にあり

○袖スリ山

薬師堂山の並にあり、そのかみはこの邊まで磯にて波うちか

けしかば、旅人この山の麓にそひ袖をする許りにありきしかばくとなへし
 と土人傳へり、保土ヶ谷宿香象院に元祿十四年にしるせし淺間の縁起あり、
 其中に袖磨山(そですりやま)の名見ゆるは、則この山なるべし、この外村内に小山あり、い
 づれも村民の居山にてさせる名はなし、

帷子川 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ、村内を経ること五百間、
(約九〇〇m)
 川幅廣きところは二十間許、
(約三六四) ばかり

○浪除堤

南の方より東へわたりて、五百九十間、その間九十間は海邊な

(約一六〇)
(約一六〇)

ふじせんげんしゃ
れば浪除となし、五百間は帷子川に接したる所なれば川除の堤とせり、

富士淺間社

江戸の方より海道の入口右にあり、前に鳥居を建つ、東南に向ふ、

小山の上に社あり、二間に一間半、是は西南に向ふ、神輿は郡内帷子町香象院に納めたれば其寺の持也、（一六八八—一七〇四）按に元祿年中になりし淺間の宮ならひにひとあな

起と云ものあり、妄誕の説にして取べき事なし、思ふに此社の傍昔より穴あるにより、世に名高き富士の人穴のことを思ひ合せてかゝる説をなせしにや、又此古穴を人穴など云により、富士淺間の社を祝ひそめしも知るべからず、いづれかゝる穴は此邊に所々ありて、何れも土人附會の説をなせり、是も其一所なるべし、此ほどりは昔の武藏野の末にて人家もまれなりしころ、此所へ來り住んと思ひしもの小山の麓などうがちて穴居せしあとにもやあるべきか、昔武藏野には白浪多かりしなど古き物にも見ゆるは、かくよからぬふるまひなす野ぶしなど云もの、かゝる所をすみがとなせしにや、又別に土民らが財寶など入るゝ爲の用に備へし穴なるも知るべからず、

末社妙見社

社に向て左にあり小祠

人穴二所一は本社鳥居の内石階少許を上り、左の方山の半伏にあり、穴の口五尺餘其内低き所二坪許深さ一間餘、一は石階の腹右の方にあり、

○神明宮

小名三つ家の右の方の山上にあり、社は九尺に一丈東北に向ふ、

是も香象院持、

洪福寺

村の南にあり、海東山と號す、臨濟宗鎌倉建長寺の末、開基は此村

の百姓權左衛門が先祖にて、法號を心無道安と云、萬治三年(一三五四)二月十六日

【浪除】波をよけること。また、そのための施設。
【富士淺間社】現在の淺間神社。『編者』

【人穴】(ひとあな)火山のふもとなどにあるほら穴。溶岩流の表面部が凝結した後に、内部の比較的やわらかい部分が、発生したガスにより押し広げられてできた空洞。昔人が住んだという。富士山の西北麓にある「富士の穴」が有名。『広辞苑』

【妄誕】(ぼうたん)言説に根拠のないこと。また、その話。とりとめのない虚言・偽り。『広辞苑』

【白浪】(しらなみ)(後漢書靈帝紀に見える、黄巾の賊の殘党で西河の白波谷に籠つて掠奪をした「白波賊」の、「白波」を訓読していう)盜賊の異称。『広辞苑』
【神明宮】現在淺間神社境内にあり。旧地は浅間台付近。『編者』

【社宮司社】 南浅間町にある社宮司公園はその名残か。『編者』

死せり、されど村の記録に當寺の開山は佛壽禪師(一二五四)と載たり、此禪師は文和三年二月十八日示寂(じじやく)せしといへば、何れをそれと定めたらんにも、心無道安は中興の開基なるべし、又村老の傳へには大空吞海和尚(どんかい)とも云へり、是も中興の開山か、この寺は海道の右藥師堂山にあり、其頃は藥師(おけ)を置る庵(いおり)なりしが、天正(一五七二~一五九二)年中今地へ移りて一寺となれりと、さあらんには佛壽禪師の起立せし頃は藥師の堂ならん、今の客殿七間に五間こゝに安(あん)せし藥師は、鎌倉權五郎景政が守り本尊にて、目洗藥師と云坐像丈三寸(約一〇.五寸)五分聖德太子の作なり、地藏堂(しゃくじやう)客殿に向ひて右なり、石の立像たてり、
社宮司社 客殿に向て左にあり、當寺の境内ももと此宮の爲に免除せられしなど云へば、舊くよりありし社なるべし、

新編武藏風土記稿卷之六十九 終

新編武藏風土記稿卷之八十一

都筑郡之一

郡圖（略）

總説

都筑郡は、其名義の起めいぎを詳ひらかにせず、又國史等にもこの郡名のあらはるゝものをいまだみず、【萬葉集】に天平勝寶てんひようしょほう七歳乙未しづくとひつじ二月二十日、武藏國部領防人使むさしのくにのこりさきもりづかいのまつしとびとおほきむつのくらゐのかみのしな上安曇宿禰あづみのすくねみくに三國が進歌たてまつねるうた二十首の内に、都筑郡上丁服部於由つべきのこぼりかみつよぼろはとりのが詠する所の歌を古とせんか、當郡は國の中央よりいはゞ、南の方かたにあたれり、其郡の南は相模國鎌倉郡に接せり、その餘の接界多は橘樹郡の村々にかかりて犬牙せり、上代の界域かいいきを考かんがるに、その地のさま變革へんかく多くして、古のことは證あかすべきものも少すくなければ、今よりは知べからざれど、【和名鈔】に載のする所の地名を以て今の地理を察するに、東の方より南にいたりては、そのかみより地形も甚へんかく變革ありしにや、今の郡中の村に、昔は橘樹・久良岐の兩郡に屬ぞくせしとおぼしきものあり、まづ本郡に現存の高田村は、【和名鈔】橘樹郡の鄉名にのする高田なるべし、又上星川村と唱となふるは、久良岐郡に屬ぞくせり、今久良岐郡の地は南の方によりて、其間に橘樹郡の地わづかにはさまりてあれば久良岐郡は今接地せつちとはならざるなり、されど【正保元祿の圖】にはすべて接してみゆれど、夫より後の沿革なり、わづかの年代にてすら斯かくの如し、又郡の東北にかゝりては、皆橘樹郡に交まじわり、乾いねいの方は多磨

郡にして、南は相模國鎌倉郡につゞけり、郡の廣狹は其さま數郡に大牙けんがしたれば詳まびらかに辨べんしがたけれど、凡東西へ三里約二一kmにすぎず、南北は四里約八kmに餘れり、土地はすべて陸田はたけ山林多ければ、谷間の平かなる處をえらみて水田はたけを開き、又西の方多磨郡につゞきたる處は、小山連つなりて土地も高く、東の方橘樹郡はねづかへは自らおのづかなだれに卑き所に郡界せり、土性多は眞土まつちなり、郡中相模國への往還二條かゝれり、其一條を相州中原道と云、郡内中央を經ること大抵たいてい三里約二一kmにあまれり、又一條を相模國矢倉澤道と云、これも本郡中央より少く西北にかゝれり、郡内をすぐること一里半許、

鄉名

【和名鈔】所載鄉名五並驛家餘戸

餘戸あまるべ 餘戸は、鄉名にはあらず、令式りょうしきに據よるに、一鄉五十戸の限に出で、しかも別に一鄉建たてるには、亦戸數足こすうざるとき其割餘わりあまがを別區べっぷくとして餘戸と云なり、或曰あるいは、あまりべと訓くんすべしと、他郡これに倣なつへ、按あんするに當郡の餘戸は、今の久良岐・橘樹接界せつかいの所ならん、府ふを上かみとして次第に鄉を置ときは、其邊最後あたひにあたる、又是を久良岐郡の方より次第する時は、郡首ぐんしゅに在あるべきなり、

店屋てんや・まちや? 此店屋といへるは、【兵部式】ひょうぶしき驛傳馬條えきでんまのじょうにもみへたれど、今

村名にも殘らざれば、いづれの地と云ことを指さして知べからず、今按あんするに、橘樹郡さんまいばしむら三枚橋さんまいばし村の小名に、てんやと唱となふる所あり、また神奈川の青木町にもおなし名の小名あり、此も三枚橋に近ければ、かたがた廣き所をいへるとみゆ、是古いにしへの店屋のあとなりしや、是もみな當郡に程近き所なれば、全く後に變革へんかくせし物ならんか、

【廣狹】(こうきょう) 広いことと狭いこと。

広さと狭さ。また、広さの程度。『広辞苑』

【犬牙】(けんが) 犬のきばが互いにいりちがつてゐるようすに、土地の境界などがいりちがつてゐる。『広辞苑』

てゐること。『広辞苑』

【なだれ】斜めに傾いていること。傾斜。特に、山や川岸などの傾斜している所。傾斜面。傾斜地。『広辞苑』

驛家 これも其所をしらず、【**延喜兵部式**】の條を閲するに、當郡店

屋驛馬十疋、傳馬五疋と載るものは、則驛家と同所なるにや、さ

もあらば今の三枚橋村青木町の邊なるべし、又地理を以て驛家の

順を考ふるに、往古は相模國高坐郡鹽田の驛家より、本郡の驛に

かゝりて荏原郡大井驛に通じたりと見ゆ、

立野 多知乃 此郷は上代牧場なりとみゆれば、殊に廣き所なるべし、す

でに【**延喜式**】左馬寮の御牧みまきに、武藏國立野牧とするして、當國貢の御馬は立野牧より二十疋を出すといへり、されば立野の貢馬

のこととは古くより和歌によめり、【**後撰集**】に兼輔朝臣左近少將に侍りける時、武藏の御馬むかへにまかり立日、にわかにさゝることありて、かはりに同じつかさ少將にて迎ひにまかりて、逢坂おうざかよ

り隨身ずいじんをかへしていひおくり侍りける、藤原忠房が歌に、秋霧あきぎりの立野の駒こまをひくときは、心にのりて君そこひしき、と代々の人も

此地名を以て詠し出せり、【**拾芥鈔**】にも、武藏國馬牧五ヶ所の内立野と載たり、或云、橘樹郡駒林駒岡など稱する地は、當時本郡

立野と載たり、或云、橘樹郡駒林駒岡など稱する地は、當時本郡

【**延喜式**】(えんぎしき) 平安中期の法典。

五〇巻。延喜五年醍醐天皇の命により藤原時平、忠平らが編集。延長五年(九二七)に完成。弘仁式、貞觀式以降の式を取捨し、集大成したもの。康保四年(九六八)施行。『廣辭苑』

【**御牧**】(みまき) 古代の朝廷の直轄牧場。左右馬寮の所管で甲斐・武藏・信濃・上野などの国々にあつた。『廣辭苑』

【**後撰和歌集**】(ごせんわかしゅう) 平安中期の二番目の勅撰集。二〇巻。天暦五年(九五一)、村上天皇の勅命で和歌所が置かれ、藤原伊尹が別当に、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城のいわゆる梨壺の五人が撰者となり、天暦一〇年前後に成立した。紀貫之、伊勢、

凡河内躬恒ら一二〇人余りの歌約一四二〇首を、四季、恋、雑など一〇部に分類し収録したもの。私的な贈答歌が多く、歌物語的な傾向が見られる後撰集。『廣辭苑』

【**逢坂**】(おうさか) 滋賀県大津市逢坂山にあつた関所。大化二年頃の設置といわれ、三関の一つ。東海道、東山道の京都への入り口にあたる要所。東関。『廣辭苑』

【**拾芥鈔**】(しゅうがいしょう) 歴時・文学・風俗・官位・典礼・国郡・神仏・衣食・吉凶など有職故実に關する事典。三巻。漢文体。洞院公賢編。孫の実熙が増補したという。鎌倉末期に成る。『廣辭苑』

に屬して牧ありし舊蹟なれば、其名の遺りしならずや、三村とも本郡にいと近きうへ、川に添たる地なれば、牧ありしとも云へしと、未其正しき據をきかず、

針折 罰佐久 此鄉名も正しきことを傳へず、按するに今の八朔村もしくは遺名なるべし、八朔は郡の中央にあり、かの村の條にも出せし如く、後にいつの頃にや八朔と書改めしならん、元龜永祿の頃も今の文字に書來れば、古きことなるべし、

高幡 多加波多 此鄉名も今存せず、按るに、隣郡多磨郡に高畠村あり、かの郡中南の方によりて、當郡の端よりは徑一里にあまれる所なり、又荏原郡にも高畠村あれど、地形を以て考ふるに、昔は橘樹郡本郡の東の方へかゝり、多磨郡も橘樹郡と犬牙けんがしたれば、荏原郡高畠村へは地勢も自から隔りたらば、【和名抄】に載るところの鄉名は則多磨郡なるべければ爰にのせず、

幡屋 波多乃也 此鄉名は、今村名小名等にも殘らざれば、何れの地と云事を知らず、以上【和名抄】に載る所なり、

中古所唱

小机 こづくえ 此鄉の説は、既に橘樹郡に辨せり、今本郡小机郷を稱するは、

西八朔・上菅田二村のみなれど、古は廣く及びたる名なるべし、

麻生 あさう 此鄉名をかうふるもの、王禪寺・萬福寺の一村に限れり、さて古くより唱へしことにあらざるべけれど、天正十二年(一五六四)王禪寺へ、北條氏直(うじなお)のあたへし文書にも見ゆ、是後麻生村の内より分れし王禪寺村なれば、この鄉名を唱ふるならん、

片平 かたひら 古澤村のみ此鄉名を唱ふ、隣村片平村より分れし地にて、其

名を襲へるにや、片平村は【小田原役帳】に小机片平郷と載たれば、昔は郷とも稱せしならん、

庄名

中古所唱

此師岡の地は、古へ久良岐郡に屬せしなるべし等の説は、既に久良岐郡郷名の條、及橘樹郡庄名の條に辨せり、今本郡此庄に屬せしと云もの十九村あり、

小机 郡の中央より東の方につゞき、此庄名をかうふるもの十四村、及【小田原役帳】に小机某と記せしもの六村、【文禄年中改】の古記に小机内と書しもの二村、又昔小机百八村の内なりしと云もの三村あり、是等皆庄の内なるべし、橘樹郡小松村の邊に、此庄名を唱ふるもの十餘村あり、

榛谷 今この庄名を呼もの四村、又橘樹郡程谷宿の邊にも、此庄に

かゝれるもの五六村、郡中二股川村の小名にも榛谷と云ところあり、昔鎌倉右大將頼朝の頃、當國の住人稻毛三郎重成・其弟榛谷四郎重朝と、同じく父が譲を受、このほとりの地を分ちて領せしとみゆ、古くよりの在名にして、後庄名に唱へしなるべし、又或書には榛谷の御厨とするせしものもあれば、古へ御厨の地にあてられしこともしるべし、又橘樹郡保土谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る、天文二十四年(一五五五)しるせし縁起にも、榛谷御厨庄とあり、かの社、元和五年(一五五五)修理の棟札に、武藏國榛谷御厨八郷ともみえたれば、榛谷の地は廣きこと又しるべし、又御厨郷と云もの二村、御厨屋庄と云もの一村、是も榛谷の内なるべし、

小山田 此庄名、郡中にては王禪寺村にのみ唱ふれど、【小田原役帳】

【かうふる】こうむる被る・冠る

此二村もとより郡の北によりたる村なれば、多磨郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか、猶詳なる事は多磨郡庄名の條下について見るべし、

根古屋 新羽村のみ此庄名を唱ふ、隣郡小机 古壘こいりの地に近ければ、たまたま根古屋といへるにや、根古屋と云は壘砦るいさいの通稱なりと云、今所唱

神奈川	村三十五
小机	村二十五
未勘	村十三

村 數

七十三村 右件の村は、今現在の數なり、正保年中改しょうほうねんちうかいには、村數七十一村とあり、元禄十五年の改正には、上下に分ち四村をまとめて七十五村となれり、其後今宿新田村本宿新田二股川村新田等は持添もちぞえと云ものゝ如くにして、二股川本宿の兩新田は、二股川村に屬し、今宿村新田は、今宿村に入たれば、此村名を減へらし、岡上村新井新田等出きて、今の村數に及べり、

山 川

鶴見川 多磨郡三輪村より入、寺家・鴨志田・上谷本・佐江戸・池邊いけべ・
川向・新羽等の數村を經て、橘樹郡太尾村に達す、谷本の邊あたりにては、
谷本川とも唱ふ、
恩田川 水上は多磨郡成瀬村より入、恩田・西八朔・小山・青砥の村々をすぎて鶴見川に合す、

【古疊】(こるい) ふるいとりで。昔の城壁。

帷子川 此は水原郡中二股川村にて、谷々の清水合し、夫よりの流派
二條に分れり、下流は川島・上星川の一村にかかりて、橘樹郡の内帷
 子川にいる、二股川村の内にては二股川と唱り、二股川の名は東鑑等の書にものせて人のしる所なり、

原野

都筑原 附都筑岡 此原は當國の名所にして、世にしる所なれど、今其地はさして知べからず、昔は限りもなき廣原なりと見へしかど、後土地も開けて今は原と云べくもなけれど、自ら此名目を失せるなり、已に僧顯昭が歌に、

武藏野の草のゆかりに問わひす

都筑の原の雪の夕暮

とも詠し出せり、又都筑岡と云も、今村民その所を傳へざれど、すべて多磨郡につづきたる地なれば、小山かさなりて連綿たる岡なり、されば其處そのところをさしては辨弁しがたけれど、廣く呼なせし物なるべし、夫木集藤原光俊が歌に、

いかにせんつゝきの岡の葛の葉の

うらみて後は又もかへらず
 とあるも郡中の地名を詠せし物ならんか、此光俊は建長の頃けんじょうごうの人なり、

【廣原】 (こうげん) ひろびろとした野原。『広辭苑』
【夫木集】 (ふぼくしゅう) 「夫木和歌抄」の略称。鎌倉後期の私撰和歌集。三六巻。藤原長清撰。延慶三年頃成立か。「万葉集」以降の家集・私撰集・歌合などから従来の撰にもれた一七三五〇首余りの和歌を収録し、四季・雜の部立によつて類題したもので、歌謡や俗語方言を使った歌、散逸歌集の歌なども収録している。『広辭苑』

土^ど
産^{さん}

柿 禪寺丸と稱して、王禪寺村より出るものを尤よしとす、今はそこに
もかぎらず、をしなべて此邊このあたりを産とす、村民江戸へ運びて餘業よぎょうとせり、
其實みの味すぐれて美びなり、もと王禪寺丸と唱ふべきを、上略かなみして禪
寺丸とのみよべり、形も他の柿とは異なり、

黒川炭 黒川炭と唱ふることは、黒川村より出るをもてなれど、今は
其村にもかぎらず、此ほとりよりして多磨郡にも及べり、村民農業
の暇いとまに、毎年九月より焼始て翌年三月を限りとせり、

新編武藏風土記稿卷之八十一 終

新編武藏風土記稿卷之八十二

都筑郡之二 神奈川領

神奈川領は、郡内南の方にありて小机領と相接し、又橘樹郡にもまたがれり、方位も詳には分ちがたけれど、試にいはゞ、南の方相模國鎌倉郡の界ひより、本郡の中央に至り、小机領と交はり、夫より東の方は橘樹郡の内本郡にて唱ふる神奈川領につゞき、西の方は相模國鎌倉郡また多磨郡にも交はれり、すべてこの領中に屬する所三十五村に及べり、
◎今井村 今井村は、郡の裏うらの方にあり、江戸日本橋より九里の行程なり、今は郷庄共に唱を失ふよしをいへど、昔土俗に小机百八郷と號して、すべて百八村あり、當村もその一なりと云、【小田原家人役帳】に、小机の内今井とするし、且其頃は當所十八貫五百文を谷泉が知行にして、これ小幡某が元知行なりしことをもしるせり、御入國の後、天正十九年有田九郎兵衛吉貞に、當村百二十六石九斗の地を賜へり、其時も尚小机領に屬せしよし、彼の家譜にいへり、今に至りてその子孫播磨守貞勝知行せり、又正保しょうほう年中國圖改定ありし時の記録を閲するに、小物成は伊奈半十郎が御代官所へ收むとあり、されど今はそれらの事なし、村名の起りは、昔木曾義仲の家人、今井四郎兼平けいへいが住せし地なればなど云傳ふれど、證あかしとすべきことなし、恐くは今井と云により、兼平が舊名なるをもて、かく附會せしにや、村の四境しきょう、東は橘樹郡神戸町及び佛向の二村にして、西より南へは保土谷宿、又相州鎌倉郡品野村に接し、北は郡

【小物成】（こものなり）江戸時代、田畠に対する本年貢を本途物成というのに對して、

山年貢、野年貢、草年貢等の雜稅をいう。

小年貢。『広辭苑』

中市野澤、及び二俣川の二村なり、村内に新田の地入あへり、それを通じて里數をはかるに、東西^(約四畝)一里ばかり南北^(約二km)二十丁に及べり、土地に高低あり、土性は白眞土なり、水田少くして陸田多し、用水のたよりあしく、天水をたゝへて耕す、故にやゝもすれば旱損^{かんそん}を患ふと云、檢地は北條分國の頃、天文^(二五四)十一年にあらためあり、夫よりはるかの後、延寶^(二六七四)一年四月、御代官野村彦太夫爲重と、地頭有田九郎兵衛吉貞と、たがひにたゝせしと云、村内に古鎌倉街道とて一條の道あり、此街道は北の方二俣川村より入て、翼^{たつみ}の方にかかること二十丁^(約二km)許^{ばかり}にして、保土谷宿の内東海道往還に至る、其所を武相の界とす、

高札場 村の翼の方鎌倉古道の内にあり、

小名

- 石谷左京山 村の西の端にあり、昔この地に石谷左京と云人
住せし故に、かく名付と云、その人の事跡は詳^{まびらか}ならず、
- 城山 村の北によりてあり、昔此地を知し人の砦などの
ありし跡なるにや、されど傳へを失へり、
- 大上小次郎山 村の西なり、これも地名の如く小次郎と
云人の住し所なりと云、その事實は傳^伝はらず、
- 下野 村の東なり、
- 狐谷 西の方なり、
- 向萩久保 これも西の方なり、
- 塚下 村の南なり、
- 腰巻 村の南によりて、
- 太平 西の方なり、下並に同じ、

【旱損】(かんそん)ひでりによる田畠の損害。

干害。『広辞苑』

【地頭】(じとう)江戸時代、地方(じかた)知

『広辞苑』

行を持つ幕府の旗本、私藩の給人(きゆうにん)の通称。小領主。また、一地域の領主の俗称。

- 小平山 丸山 新地 北の方なり、
かうじ谷 これも北の方 下並に同じ、
大久保山 のぼり山 みたち山
星やと 城山のならびなり、
藤助谷 西の方なり、
- 坂下長右衛門山 北の方なり、これもかゝる人の住せし所
なるにや、詳なる傳へなし、
- 小次郎屋敷 これも北の方なり、大上小次郎が屋敷あとにや、
ゆうけい 坂南の方なり、
- 子神社 除地、五畝、村の中央なる丘上にあり、この所の鎮守なり、春日明
神を合祀す、一間四方の社にして、前に鳥居を建、ともに西向なり、石階
(約一〇間)
六十間許りかほどにあり、勸請の年代を傳へず、例祭は九月十一日なり、金
剛寺持、
- 金剛寺 除地、一段三畝、村の南にあり、古義眞言宗にて、久良岐郡太田村
東福寺末、長谷山と號す、開闢の年代及び開山の名をつたへず、客殿六間四
方、本尊は彌陀の坐像、長一尺
- 地藏堂 見捨地、七畝、村の中程にあり、二間半に四間の堂にて金剛寺の持
なり、爰に安置する地藏は、木の立像にして長三尺四寸許なり、
(約一〇間)
二年十一月三日と刻してあれば、古きものなることは論なけれど、大方の
木像なるべしとて、させる崇敬も加へざりしかど、近き頃修造せんとして、
佛工にみせしに運慶の作なりと云、しかのみならず胎中(たいちゅう)をさぐりみるに、
天正十三年に彩色(いろしき)潤色(じゅんしき)せしときの古書を得て、いよいよ其由緒あること
をしりしとなり、其古記は今名主勇次郎がもとにひめ置たれば、寫して左に
のす、
-
- 【胎中】(たいちゅう) 胎内。はらごもり。
【彩色】(さいしき) いろいろのこと。物に色を塗つて飾ること。また、そのいろどり。着色。
- さいしょく。【広辞苑】
【潤色】(じゅんしき) 色どりをつけ光沢を添えること。【広辞苑】

天正十二年乙酉月十一日

地藏おさいしき申候事

檀那六濟之人衆、本願四郎左衛門主玉井寺、又
さいしきちふ殿、又ハ今井之檀那中、願主敬白
さうしうかまくら

おきの谷いまくら 玄説花押

鳥山ちふ殿花押六濟之人衆

□太郎殿

□太郎殿

藤五郎殿

小たん殿

ふちま殿

源二郎殿

檀那清水主計助 花押

同内方

逆修

卅三回忌之臺儀入佛二人者也

并五十文口左也

天正十三年乙酉卯月十七日

玉井寺ろうは

うはこなり

此子善左也

五 甲供養二五十文

十三本塚

村の南の方保土ヶ谷宿の境ひにあり、十三本塚と呼ぶは、其數

十三ある故なり、大或は二間又は四間四方ばかりのものもあり、この十三

塚の名は爰のみに非ず所々にあるなり、中古追善供養などの為に築きしものと見ゆ、

【逆修】(ぎやくしゆ) 生きているうちに、あらかじめ死後の冥福を祈つて仏事を行なうこと。

きゆうせき　さいし
舊蹟砦址

村の南、名主勇次郎がかまへの後にあり、わづかなる山にて、半腹に二^(六〇坪)畝ばかりの平地なり、土人これを木曾の家人今井四郎兼平が居し地なりと云、されど外に證とすべきことなし、近き頃此地を穿ちて、太刀の金具及び小皿八枚を得たり、金具は地頭のもとに收む、皿は名主勇次郎が家に持傳へり、其色青黒色にして唐草の模様あり、大^(おおき)三寸ばかり、さして古代のものとも見えず、又此地に古碑一墓たてり、嘉元^(一一〇四)五月と刻せり、是も誰人の碑と云ふことを傳へず、

舊家百姓勇次郎^(一五七三年九月) 清水を氏^(うじ)とす、今名主をつとむ、村内地藏堂に收る天正年中の古書に、清水主計助と記せしはそれが先祖の名なりといへば、まさしく舊家なるべけれど、それのみにて外に持傳へし記録もなければ、其詳^(つまびらか)なることをしらず、

◎今井新田 此新田の地は、もと本村にそひたる原野なり、かゝるたぐひの地、この邊所々にありしを、小高市右衛門と云もの、貞享四年^(一六八七)に開墾し、事竣^(けんろく)て元禄八年安藤對馬守重治檢地す、これより御料所となれり、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、すべての沿革は下の小高新田の條に出したればあはせみるべし、今も民家なくして本村持添の村也、

◎市野澤村 市野澤村は、郡の巽の方にあり、榛ヶ谷庄に屬せり、開墾の年代詳^(つまびらか)ならず、正保國圖改定の頃は、伊奈半十郎忠治が支配所なりとあり、されば御入國の時より御料地にして、後寶永四年二月木村作大夫重利に賜り、今に至りて其子孫七右衛門重勇が知行する所なり、江戸日本橋より十里の行程なり、家數五十五軒、西の方に居住せり、四境は、東の方橘樹郡佛向村にて、南は今井村のつゞきなり、西は二俣川に隣り、北は川島三段田の二村なり、東西は十丁、南北は十三丁餘、山谷ありて地平かならず、土性は黒土に砂交れり、用水に便あしくして天水

をたゝへて耕す故、水田は少なく陸田多し、やゝもすれば旱損を患ふと、
檢地は元祿八年三月にて、其奉行は安藤對馬守重治なりと云、
高札場 村の東北にあり、
小名
馬場崎 村の東にあり、
上の原 これも東の方なり、
梶山 これも同じ邊あたりしもならび下並あいだりしもならびに同じ、
じんでん かた澤山 石川山 くら澤山
三ツ又山 東南の方にあり、
くわんてう 西南の方にあり、
らうば谷 同邊おなじあたりなり、
中丸臺 にしの方、下並に同じ
小中丸谷 左近山 桐ヶ作谷
熊野社 見捨地みすてち、九畝（二七〇坪）、村の中央にて丘上にあり、村内の鎮守なり、勧請の
年代つたを傳へず、弘法大師肉筆の六字名號みょうこうを神體しんたいになぞらふ、本社の前に二間
に三間の拝殿を設く、その前に鳥居をたつ、皆東に向へり、年々九月朔日（ついたち）を
例祭そんどうとさだめ、村童そんどうをあつめて角力すもうを興行す、是を風祭かざまつりと號す、風災ふうさいなから
んことを祈る故なり、長見寺持、
末社稻荷社 本社の左にあり、
稻荷社 年貢地ねんぐち、小名桐ヶ作谷にあり、これも丘上に社たてり、長見寺持
なり、下の神明も同じ、
神明社 見捨地みすてち、一段（二〇〇坪）、小名かた澤山の丘上にたてり、
長見寺 隅地じよぢ、陸田二段三畝（六九〇坪）、山三段五畝（二〇五〇坪）、村の中央にあり、古義真言宗、
久良岐郡石川村寶生寺末、壹澤山と稱す、野口氏の開基かいきせしと云傳ふるの
みにて、其年歴及び開山の僧詳つきびらかならず、本尊不動の坐像長五寸（約一五四）、客殿は六
間半に五間なり、

三坐相殿祠

客殿に向て左にあり、稻荷天神

疱瘡神

三坐を祀れり、

地藏堂

年貢地、熊野社の傍にあり、本尊は木の立像にて、長一尺、堂の

大き二間に三間、長見寺の持なり、

念佛塚 村の北にあり、**はたはり**（六〇坪）ばかりの塚なり、由來を傳へず、

かねい塚

小名桐ヶ作谷にあり、二歩ばかりの塚なり、庚申塚ならん、

野人は庚申塚をかのえ塚といえ巴、その誤りときこゆ、

◎今宿村

今宿村は、郡の南相模國の界にあり、村名のおこりは傳へず

と云へど、隣村二俣川の内に、

本宿と唱ふるあり、當村を今宿と云時

は、此邊もとは宿驛にてもありしや、

小名鑑ヶ淵及び鶴ヶ峰も二俣川

村の内なりしを、後に當村に屬せるといえ巴、

元は二股川の分鄉なりしも知べからず、江戸日本橋へは行程十里にあまれり、村内の廣狹は、

東西へ凡二十丁、南北十一丁にあまれり、四境、

東方は川島村に接し、

西は長津田・下川井の二村にして、南は二俣川村におよひ、北は白根

村につゞけり、民家五十七軒、すべて當村平地にして丘少く、土性は

黒野土或は砂交れり、陸田多して水田少し、又農隙

あれば蠶を養ふて餘業とせり、村内八王子道と唱ふる一條あり、西は下川井村より入、

東は川島村に至る、村内を貫くこと二十丁ばかりにして、道幅二間な

り、又古の鎌倉道なりとてわづかなる徑あり、艮の方より字鶴ヶ峰を

へて、二俣川村へ達す、されど今は往還と云べくもあらず、形のみ僅に

存せり、北條家分國の頃は、今宿十三貫八百五十文岩本和泉とあれば、

永祿の頃ははや一村となりて、和泉が知行せしこと知べし、御入國の後、

正保の頃はすべて美濃部文左衛門が采地にして、たゞ小物成のみを伊奈

【疱瘡神】（ほうそうしん）祈れば疱瘡にかかるなかつたり、軽くすんだりすると信じられた神。（疱瘡は天然痘の別称）『広辞苑』

【はたはり】物の横の広がり。幅（はば）。

【農隙】（のうげき）農作業のあい間。農業の

ひま。『広辞苑』

【采地】（さいち）領地。知行所。采邑（さいゆう）。

『広辞苑』

半十郎忠治が御代官所へ納めしこと物にもみえたり、夫より御料は御代官の遷替ありて、今小野田三郎右衛門信利預り奉る所なり、美濃部文左衛門が采地は、元祿十六年收公せられて、其後白井平右衛門が知行に賜はりしが、これも平右衛門勝昌正徳四年罪あるにより、采地を召放され、又寶永四年二月、村内にて木村作太夫重利に食邑を賜はり、今も七右衛門重勇が知行なり、檢地は貞享元年十一月、地頭美濃部文左衛門糺せり、其頃高十六石五斗餘の新田を開きて、御料所の持添となりしと云う、**林場**若干の畝歩東の方にあり、

高札場二ヶ所 一は御料の持にして村の北にあり、

一は坤の方にありて私領の持なり、

小名

中村 村の中央にあり、

半四郎山

東の方を云、

腰巻

これも同じ邊を云、

鶴ヶ峰

上に同じ邊なり、此あたりに(約三〇m)一町ばかりの坂あり、これを鶴ヶ峯坂とよべり、

中橋

西にあり、

福泉寺原

これも西よりにあり、古の寺跡なりといへり

上中澤

南にあり、

下中澤

同邊なり、

後谷

南の方を云、

かんのう山

村の北を云、以下三ヶ所も同所をいう

日向山 白根坂 日影谷 神なり谷 坤の方を云、

【遷替】(せんたい)任期満ちて、他の、一般のほとんどは入会地で、地域の住民が共同で

には上級の官職に転じること。『広辞苑』

使益した。『広辞苑』

【林場】(まぐさば) まぐさを刈る草生地。そ

以下二ヶ所も同じ邊にあり、あたり

金ヶ谷 新林 高山下 羔の方を云、

矢畠 同所にあり、

川

(附片破しじどめ) 村の南二俣川村の境ひをながる、西の方長津田村及び上川井の三村より流れ出る悪水、當村にては用水の助とせり、川幅二三間ばかり、此川端は片破しじどめとて、年々花葩半ばづゝ咲り、相傳ふ昔名馬の

摺墨此所に來り、かのしじどめを踏しだきしにより、今に其形残れりと云、この説はもとより取にたらざれど、花片の年々かくひらくことは奇と云べし、

土橋 二ヶ所、一は坤の方にあり、幅六尺長五間、これを中橋と云、一

は清來寺前にあり、これも同じ長さにして何れも自普請所なり、

稻荷社 除地、一段許、村の坤の方にあり、一丈餘の石階を登り社に至る、

社は二間に三間東向、前に木の鳥居を立、神體は長六寸ばかり、木の坐像なり、勧請の年代知らず、例祭九月二十九日、村内藥王寺持なり、神明社 見捨地、六畝、村の西にあり、これも社二間四方にて、南に向ふ、前に木の鳥居をたつ、村の鎮守なり、これも勧請の年代詳ならず、神體は長八寸許の立像なり、九月十九日を以例祭とす、本立寺の持、

稻荷社 見捨地、三畝、村の北にあり、社は西向にして一間二尺に二間、まへに木の鳥居を立、神體は女體にして白狐に乗り、長七八寸ばかり、これも本立寺の持、

第六天社 見捨地、六畝、村の北にあり、當村の鎮守にして、神體は木の立像長一尺許、劍をたつさへたる状にて彩色の像なり、例祭六月六日、社

は三間四方にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、これ同じ寺の持なり、

清來寺 境内三(一)萬四千六百八十六坪、村の東にあり、淨土真宗、西本願寺末、鶴遊山と稱し、萬龜院と號す、本堂八間に七間半南に向ふ、本尊彌陀木の立

【じどめ】クサボケの別名。

【摺墨】(するすみ) 梶原景季が源賴朝から賜つ

た名馬の名。寿永三年佐々木高綱の生(いけ)

【すき】との宇治川の先陣争いで有名。『広辞苑』

【踏みしだく】踏んで荒らす。踏みにじる。踏み散らす。『広辞苑』

像長二尺五寸五分、當寺は古へ天台宗にて、相州愛甲郡厚木村にあり、其頃は近江國大津蘭城寺末にて、天台宗なり、安貞元年宗祖親鸞東國巡行の折、歸衣のあまり改宗して弟子となれり、開山法運律師、建治元年七月二十四日に寂すと云、法運は中興の開山なるべし、慶安二年高十石の寺領をたまふ、鐘樓客殿の向て左りにあり、二間に一間半、鐘は天明四年に鑄しものにして、徑二尺五寸ばかり、

鐘 (約七五cm)

本立寺 除地、四畝二歩、村の北にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、感應山と號す、本堂七間に七間南向なり、本尊三寶を安す、當寺は昔荏原郡峰

村にあり、此地へ引移せし由來は、もとの地頭白井平右衛門と云もの罪あるにより、正徳四年其家祿沒收せられしとき、里正武左衛門地頭の遺託をうけ、先祖菩提のために願望をおこし、享保三年當寺を峯村より移せりと云、

中興開基は本山二十五世日顕隱居の後こゝに住し、寶曆三年に寂せり、

藥王寺 除地、一段、村の西にあり、禪宗、曹洞派、下川井村福泉寺末、

東光山と號す、客殿六間に四間南に向ふ、本尊藥師木の坐像長 (約三〇cm) 一尺餘、

勸請開山を北潭と云、其寂年を傳へず、貞和三年の古碑一基境内にあり、

首塚 (約二七五cm) 同じ邊にあり、わづか一坪ばかりのところなり、

六塚 (約二七五cm) 同じ邊にあり、由來を傳へず、

駕籠塚 東北の隅にあり、

舊趾矢筈ケ淵 村の東界ひ鶴ヶ峯にあり、古へ畠山次郎重忠此地にて討死の

とき、此處へ矢筈一筋を立おきしが、その竹自然と根を生じ、年々一本づゝ生せしにより、この名おこれりと云、其竹近き頃迄もありしが、今は絶たりと、

鎧ケ淵 これも矢筈ケ淵のつゝきにあり、

屏風ケ淵 これも同じ邊にあり、由來はつたへされど、其さま屏風を立たるが如くなる故に名付しならん、

【矢筈】(やの)矢の幹。矢の竹の部分。『広辞苑』

◎鶴ヶ峰新田 今宿村枝郷 鶴ヶ峰新田は、今井新田と同時の開墾なり、鶴峯と云地名は、古き事とみへて、【東鑑】にも載たり、事は二股川村古戦場の條に出せり、こゝも民家なくして本村の持添なり、其餘は同じければ略せり。

◎白根村 白根村は、郡の南の方によりてあり、こゝも昔は小机百八郷の一にて、小机領と唱へしよし土人はいへど、今は神奈川領に屬せり、江戸日本橋への行程ほど前に同じ、民家すべて五十五軒、村の四境、東は菅田村に接し、南は今宿村に界ひ、西は川井村にて、北は寺山村につづけり、廣狭は、東西へ一里餘、南北へは十五町ばかり、村内高低ありて土性は野土或は灰土なり、檢地は古きことは傳へず、元祿八年安藤對馬守重治新田を檢地せしことのみ云傳へり、小田原北條家分國の頃は、遠山左衛門白根の内にて、三百四十一貫文、此外二百貫文寄子給に下し、此内二百五十貫文知行役錢を出して、九十一貫文は役を免さるゝよし、かの役帳にのせたり、御入國の後は御料私領打交れり、地頭藤川十右衛門へ賜はりしは、天正十八年九月十二日なり、御料の方は御代官替わるがわる支配して、今は小野田三郎右衛門信利あずかり奉りぬ、村内古街道と唱るもの一條あり、北の方寺山村より入、中央を経て今宿村に達す、長十丁ばかり、古の鎌倉道と云、また一條は、村の東菅田村より入、南の方今宿村へ通ず、これ神奈川宿への道にして、東南の方を斜に通せり、又一條は北の方によりてあり、これ相州中原道なりと云、

【寄子・寄親】(よりこ・よりおや) 主従関係などを仮の親子関係に擬して結び、その主君を寄親、従者を寄子と称する。戦国時代には戦国大名が有力な武将を寄親とし、地侍級の下級

家臣を寄子として軍事組織を編成した。近世には一般的雇用関係においても、奉公人を寄子とし、その身元引受人を寄親とした。『広辞苑』

高札場一ヶ所 村の中央にあり、

小名

鬢手洗池 東の方にあり、相傳ふ右大將源頼朝、奥州征伐の時當村に至り、此池にて鬢をそゝがれしにより此名ありと、村内鎌倉古街道あれば、かゝる説あるなるべし、又不動堂縁起にもこのことは出たれど、とかく定かなることは知べからず、この池の水をとりて、童子の頭にそゝげば、禿瘡(とくそう)の病なしといつたへり、以下の七ヶ所も東の方にあり、

木たご山 中島 不動谷 茶の木畑 菖田

鍛冶久保 六方畑

籠場 村の西にあり

田淵 藤原 後谷 とうじ谷 下の原 隼人屋敷 耳取

松葉 三谷 上郎下 以上の十ヶ所北の方にあり、

金草澤 良の方を云、

鳴越 村の異(たつみ)の方なり、

寺屋敷 同じ邊なり、

長久保 南をいへり、

うらが下 これも同所を云、

かり場 東の方にあり、

おつたて 同じ邊なり、

皮籠塚 (ヒロウルイ)

島川

南の方今宿村より入、村内へかゝること長(約一km)丁許を經て、東の方川嶋

村へ達す、川幅(約一丈)六間

溜井二ヶ所 村の西北の間にあり、一は小名大池と云所にあり、一町ばかり、

一は小名小池と云、澗四段八畝(四六八坪)一十八歩、二條ともに下流帷子川へ合せり、

【鬢】(びん)頭の左右側面の髪。耳ぎわの髪。

稻荷社 除地、五歩、村の東の方にあり、
稻荷社 除地、三段、村の西の方にあり、上屋一間半四方、巽向なり、鳥居をたつ、

正圓寺 除地、七段五畝、村の中央にあり、淨土真宗、京都西本願寺の末、三谷山と號す、當寺古は眞言宗なり、其頃佛光寺末にて、池流山眞福寺と號せしに、寶永四年故あつて改め、今之宗となれり、開山は西傳、慶長元年十月十九日寂す、開基は地頭藤川甚兵衛が先祖十右衛門なり、寛永四年十二月十三日卒せり、改宗せし時の僧の名は傳へず、本尊彌陀立像にて長一尺八寸なるを安す、客殿五間四方坤向なり、

(約五四)
児宮 境内巽の方にあり、藥師を勧請す、弘法大師作と云、長一尺許の立像なり、今は祠破壊して客殿に置、児宮と唱ふる濫觴は傳へず、

不動堂 除地、一畝、村の東山上にあり、拝殿造りそへにて三間半四方巽向、白瀧山の額を扁す、不動は坐像長一寸七分、弘法大師作と云り、縁起に云、源義家此不動を常に信仰し、天喜年中貞任宗任誅伐の時、甲の内へ納め置て向はれしに、果して勝利あり、よりて康平六年權五郎景政に命じて、伽藍を此所に造立し、彼尊像を安置す、其後賴朝治承四年義兵を舉し時、當村を過り賜ひ、昔の佳例を思ひ出て、當所の内鬢手洗池にて身を清め、此不動尊に祈誓あり、建久二年に至り、堂宇を再び造營せり、其後正慶の頃、北條高時を攻んとて、新田義貞發向の砌、此邊の佛閣悉く兵火に罹りて鳥有となれり、元祿七年九月二十二日の事なりしが、祠を造立せんとせしに、此地中より本尊と同體の尊像出現せり、二軀ともに古佛なれば、其一體必昔の本尊なるべけれど、いづれをもて其像とせんや、今よりは又上に十七級あり、そこより六十級をのぼり堂の前に至る、山下に鳥居を立て、前不動堂 本堂の山下にあり、坤向なり、此處より、尊像を掘出せし故、僅の堂をしるしにたりと云、

【誅伐】(ちゅううばつ)罪ある者を攻め討つこと。

灌 二ヵ所ともに境内にあり、一は堂に向て左の方にあり、一は本堂に向ひて右にあり、

岩穴 石階に向て左りの方なり、入口六尺四方ばかり、深さも六間程、内に石の不動を置く。

別当明王院 淨土宗、橘樹郡小机村泉谷寺末、白瀧山成願寺と號す、客殿五間に二間半、開山開基等を詳にせず、

◎川島村 川島村は、郡の南の方にあり、御厨郷榛ヶ谷庄に屬せり、家數百四軒、村内に散住す、東より南は上星川村、及び橘樹郡坂本・佛向の二村なり、西の方は市ノ澤・二段田・二俣川・白根の四村にて、北は新井新田・上菅田・上星川の三村に隣れり、東西二十一町半、南北十一丁半なり、(約一・三畳) 村内すべて高低あり、土性は黒眞土黒野土赤土砂土等まじわれり、水田少しくして陸田多し、水旱共に患あり、株場は字猪ノ山にあり、これは當村及上星川村入會の地なり、段數十二町七段一畝十三歩、又百姓抱の卅九町八段四畝十四歩所々に散在せり、村の北の方に一條の往來かゝれり、これを八王子道とよぶ、東の方上星川村より入、村をふること二丁ばかりにして又上星川村にかゝり、それより又村内に入て、(約五五〇m) 五丁ばかりゆきて白根村に達せり、北條氏分國の頃は、中田加賀守及び山川清九郎の二人領せりと云、加賀守が子孫は今村内にも遣れり、しかのみならず【小田原役帳】にも加賀守が知行當所十一貫五百五十文のよしをのす、山川が事實は記録にも所見なし、たゞ當所にいひ傳ふるのみ、御入國の後は、山本平九郎にたまわりしと云、山本家譜を閱るに、平九郎は寛文六年に沒せし人なれば、其賜りしも慶長以來の事なるべし、すでに寛永十九年十月十六日に、三百石の地をたまはりしと云とき

【入會】(いりあい) 一定地域の住民が特定の権利をもつて一定の範囲の森林・原野または

漁場に入り、共同用益(木材・薪炭・まぐさなどの採取)すること。『広辞苑』

は、此ころ初て當所を賜はりしなるべし、その孫千之助元禄三年三月五日夭死せしにより、采地も收公せられて、大岡喜右衛門が御代官所となれり、いくほどなく同き十五年、謙光院法印太田某に賜はりしより、子孫につたへて知行せしが、曾孫道壽罪ありて、延享四年十一月六日遠流せられしにより、ふたゝび收公せられ、齋藤喜六郎が支配所となれり、其後代官の遷替は寛延二年小川新右衛門、ついで辻六郎左衛門かはる、寶曆三年岩手伊右衛門、同七年志村六郎多宮師智、同九年辻源九郎、明和四年布施孫市郎、同年秋より池田喜八郎、同九年久保田十左衛門正邦、安永六年飯塚伊兵衛英長、天明五年同常之丞、同八年江川太郎左衛門、寛政二年伊奈右近將監忠宥、同四年菅沼安十郎定昌、文化元年伊奈友之助忠富、中村八大夫知剛、同三年ふたゝび伊奈友之助忠富、同十年小野田三郎右衛門信利かはりてより、今に至れり、下の小高新田も同じ、この餘隨流院領三石あり、檢地は寛永二十二年伊奈半十郎忠治たゞせり、其後は元禄十四年に至り、古川武兵衛・江川太郎左衛門承はれり、

高札場 村の東の方にあり、
小名

馬場崎 村の東なり、中田加賀守が馬を乗りし所なりと云

大山坂臺台 これも東の方なり、

前耕地 中央なり、

牛びり 南の方、下並に同じ、

りやうけだい 大原道 二の澤 倉澤臺 南丸

狸久保 西の方、下並に同じ、

【采地】(さいち)領地。知行所。采邑(さいゆう)。

【広辞苑】

【收公】(しゅこう)領地などを官府が取りあげること。『広辞苑』

塚ノ下 逆田 中田原 みやうぎた 稲荷山臺 寺田袋
後川島 北の方、下同じ、金草澤谷 猪子山

帷子川 村の坤の方二股川村より入、村の中ほどより上星川村の境にそひてながること、すべて二十三丁ばかりにして同村に達す、川幅五間より七間までなり、

板橋 村の東によりてあり、帷子川に架す、長六間幅四尺、隨流院領の内にて、則寺の門前なり、故に寺より修理すと云、

堰 帷子川にあり、その所は上星川村の内なり、こゝより水を引て村内所々の水田にそゝげり、又竹下川・桙木谷川・逆田川・猪子山谷川等の細流あり、これも此邊の用水にもちゆと云、其餘の水は帷子川へ合せり、又天水をたゝへて濬ぐ所もあり、

溜井 二ヶ所 村の東北の間にあり、二ヶ所を合せて一段も所々の水田にそゝげり、

杉山社 除地、一段六畝三歩、村の中程の丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の年代をしらず、本地佛は不動の立像にて、長一尺、本社三間四方、拝殿は一間四方にて、前に石鳥居をたつ、共に東に向へり、例祭年々九月十二日、橘樹郡保土ヶ谷宿圓福寺持、

八幡社 除地、二十五歩、村の東北の方にあり、小社にて勸請の年代を傳へず、村民の持なり、下同じ、

神明社 除地、二十一歩、村の東にあり、

神明社 除地、四畝十六歩、村の東北にあり、社側に觀音堂跡あり、この堂地を合て除地前の數となる、

稻荷社 除地、二十五歩、村の西にあり、

稻荷社 除地、二十二歩、村の西南にあり、

稻荷社 除地、四畝十八歩、村の東南にあり、

石神社 除地、十九歩、村の北にあり、

【溜井】(ためい) 灌溉用水を溜めておく場所。

隨流院

境内一萬八千九百七十二坪、村の東にあり、慶安元年十月二十四日、

けいあん(一六四八)

境内觀音堂領三石餘の御朱印を賜へり、當寺は嘉吉元年の草創にして、其頃

は觀音寺と號したれど、わづかなる庵室のさまなりしといふ、開基榮叟は享祿一年五月十九

きょうろく(一五二九)

十月九日化す、遙の後僧宗茂が住せしときより一寺となりしとぞ、このときより今の如くに改めしなるべし、宗茂は延寶七年一月十五日寂せ

えんぽう(一六七九)

り、今これを開山とせり、曹洞宗にて、橘樹郡小机村雲松院の末寺にて、川嶋山と號す、客殿九間に六間半、本尊釋迦の坐像長一尺、

鳴山と號す、客殿九間に六間半、本尊釋迦の坐像長一尺、

觀音堂 客殿の左にあり、二間四方、本尊觀音は弘法大師の作にして、則

あり、昔の本尊なり、相殿に金毘羅を祭れり、

鐘樓 客殿の右にあり、八尺四方、鐘經二尺ばかり、文化七年再興の銘文

(約六〇cm)

除地、六畝十八歩、村の東北の隅にあり、曹洞宗、これも雲松院末、補陀山と號す、本尊觀音を客殿に安す、客殿は六間に四間東向なり、立像にして長二寸ばかり弘法大師の作なりと云、當寺はもとの名主中田藤左衛門と云もの、僧珠牛を開山として建立する所なり、珠牛は元禄元年九月十七日寂せり、

げんろく(一六四八)

觀音堂 客殿の右にたり、三間半に三間の堂にて、本尊正觀音は坐像にして長一尺、堂の側に建武元年の碑あり、

正觀音

神明祠 堂の左にあり、この祠に一畝十六歩の除地を附せり、

じょうかんじ

正觀音

松月庵 見捨地、四畝二十一歩、村の南によりてあり、四間に二間の堂にて西向なり、此堂は元禄七年僧萬機といへるが建立せしよし、本尊彌陀、坐像にして長一尺四五寸ばかり、隨流院の持、

めいぶん

正觀音

禪道庵 年貢地、十二歩、村の西によりてあり、これも隨流院の持なり、

すなむち

正觀音

開基宗伯享保六年建立せり、五間に四間東向なり、本尊釋迦の坐像長一尺餘、

(約三〇cm)

正觀音

舊家者百姓藤左衛門 この所の村正そんせいにて中田を氏うとす、先祖加賀守は北條氏の家人にして、その祿今ろくの石高こくだかをもていはず、三萬石ほどを受しものなり

【享祿二年】原文では享保二年と誤記。『編者』

【村正】(そんせい) 村長。里正。

と云、此邊より稻毛等をすべて郡代せしよしを云傳へり、【北條家人役帳】を按るに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川嶋及び矢上之内、十五貫四百二十文を領せしよしをのす、天正十八年(一五九〇)小田原没落の時、加賀守は已が采邑(さいゆう)矢上村へ落來り、同年没せしにより、同所保福寺へ葬れり、その子藤左衛門は後に當村へ移れり、其ころ父加賀守が遺骨を分ちて持來り、正觀寺を建てその塚を築きしなり、其石碑境内に存せり、**大猷院殿**(たいゆういんどのおおとよざん)の御時、正しき由緒ある浪人百姓等の系圖をさゝぐべきよし、命ありし頃、藤左衛門が系圖をも奉りしかば、やがて長男をば召出されて、知行五百石を賜はり、屋敷をば江戸神田於玉ヶ池にてたまひしとなり、されど其年月等詳ならず、後に嗣ぐなくして家絶しと云、今の藤左衛門は、はじめ先祖の御家人に加へられしとき、名跡(みょうせき)として次男某を此所へ残し置ける、その子孫なりとぞ、

◎三段田村 三段田村は、郡の南の方にあり、古は川島村の内なりしが、正徳五年(一七一五)十二月、今地頭安藤八郎左衛門定名が先祖、志摩守定知へ賜はりしとき、分郷(ぶんこう)となりしよし、里人はいひ傳ふ、されど正保年中改定國圖已に、別に一村にして、伊奈半十郎忠治が支給所なりし由記したれば、其頃に已に分村ありしことしらる。家數十一軒、村の西北に軒をつらぬ、東は小高新田につづき、西は二俣川村にて、南は市の中澤村なり、北はすなわち川島村なり、東西四丁ばかり、南北六丁ほど、土性高低相半(どじょうあいなかはん)して、すべていへば不平の地なり、土性は黒野土(のづち)へな交りにして、陸田少く水田多し、されど用水便りあしくして、わづかに清水を引用ゆれば、まゝ旱損(かんそん)の患あり、檢地は元祿八年(一六九五)安藤對馬守重治たゞせり、

高札場 字中原通りにあり、

【采邑】(さいゆう) 領地。知行所。『広辞苑』

【大猷院】(たいゆういん) 德川家光の諡号(し)

【へな】ねばりけのある泥土。ねんど。はに。

小名

長谷 西南の方にあり、^{かた}

中丸 南の方にあり、

向ひ原 東の方なり、

橋戸通 これも同じ邊なり、^{あたり}

三つ谷 北の方なり、

山王社 見捨地、^{みすてち}_(三〇坪) 一畝、字向原にあり、^{あさ}

年代を詳にせず、社前に木の鳥居をたつ、村持なり、

稻荷社 除地、^{じょち}_(二三五坪) 一畝五歩、村の中程にてこれも丘上なり、村の鎮守とす、

鎮座の年代をしらず、社前に木の鳥居をたつ、例祭は年々九月十二日、村持、

西岸寺 除地、^{じょち}_(二八坪) 四畝八歩、村の西にあり、淨土宗、二俣川村淨性院の末、南

名山覺法院と號す、開山秀芳寂年詳ならず、本尊彌陀坐像にして、長

四尺五寸餘、良辨僧都の作なり、其他藥師の像あり、長一尺五寸、客殿三

間四間南向なり、

◎小高新田 小高新田は、貞享四年小高市右衛門と云ものゝ開墾する所

にして、その村は三段田村と今井村との間に接せり、當郡はすべて山にそ

ひたる所なり、されど昔は其間に原野空閑の地も多きにより、かの市右衛門

新墾のことを企しと云、其地は川井・二股川・今宿・白根・今井・市野

澤等の六ヶ村に散在せる原野と、久良岐郡戸部村の秣場の飛地とをあわせ

て開墾し、己が家號をもて小高新田と名づけたり、かの數村の空地をあつ

めたるものなれば、其地所々に散在して、四方の界域もさたかに辨すべからず、たゞ村落をなす所前文に云ごとく、三段田と今井との間の地にして、

もと久良岐郡戸部村の飛地なり、市右衛門が子孫は世々名主をつとめ、

今も彌市と號して此地に住せり、家數四十八軒、土地高低多くしてすべて

陸田なり、土性は黒野土なり、元祿八年安藤對馬守檢地なり、この

【空閑】(くうかん) 未開墾の荒地。利用しないで、あけてある土地。空地。『広辞苑』

餘芝野(よしばの)
(十八萬坪)六十丁散在して、所々にあり、昔百姓の持なり、
高札場 村の東の方市野澤村のつゞきにあり、

小名

中丸	東によりてあり、
小中丸	中丸につゞきし地なり、
千段丸	これも同つゞきなり、
鹿子谷	南の方 <small>(かた)</small> なり、
狐谷	これも南の方なり、
星谷	同じ邊にあり、

うばやしき 西の方、二俣川の内にある飛地なり、

中尾 西の方なり、

ろう馬 これも同邊なり、

大久保 西の方を云、

御殿丸 これも同じ邊なり、

後谷(ウシロヤツ) 西北のかたなり、

赤坂 北のかたなり

神明社 年貢地(ねんぐち)、村の鎮守なり、名主彌市がかまへの内にあり、

六塚 北の方(かた)、今宿村に接せし所(は)にあり、その數六ある故かくよべり、い

づれも一坪ばかりの小家なり、來由(らいゆつ)詳(まびらか)ならず、

◎岡津新田

岡津新田も、貞享四年(じょうきょう(一六八七)のかいこん

郡岡津村、及び郡中二俣川村との境なる原野(はらの)なりしを、新墾(にほり)の企あり
しき、岡津村の百姓等をかり集て闢きしにより、村名には岡津(おかづ)をも
て稱すれども、小高市右衛門が企によれば、今も二俣川村より持添(もちぞえ)
の地にして、貢税(こうぜい)等は小高新田の名主役の進退によれりと云、もとより
民家はなくすべて陸田なり、檢地等のこと皆小高新田に同じ、

新編武藏風土記稿卷之八十一終

【貢税】(こうぜい) 物品で納める税。『広辞苑』

新編武藏風土記稿卷之八十三

都筑郡之三 神奈川領

◎二俣川村 二俣川村は、郡の南にあり、この地名は【東鑑】などにものせて、ふるくよりもきこえたり、土人の傳へに、隣村長津田・川井の二村より湧出する二條の小川あり、その川、村の東方にて合し一條となる所、又をなすによりとなへはじめしなりと、古は御厨郷榛谷庄に屬せしと云、又初は小机領に屬せしが後に神奈川領に改まりしとぞ、江戸日本橋より行程(約四〇里)十里にあまれり、家數百五十二軒、村の四隣は、東の方川島・市野澤の二村につづき、南は今井村および相州鎌倉郡奈瀬・岡津の二村に接し、西も同國阿久和村と當郡上下川井村とにて、郡中の大村にして且山谷の間なれば、そのさま他村には似ず、村民の住する所すべて四區にわかれて村落をなす、榛谷・膳部谷・本宿・二又川等の地名あり、かく區々に別れ、且小高新田の地南の方に錯りたれば、疆界(きょうかい)ことごとく辨すべからず、水田少くして陸田多し、土性は黒野土に砂交れり、水旱ともに患あり、村内に一條の往還あり、神奈川宿より相州へ達する道あり、東の方川島村より入、村内を過る事(約二三里)三十丁餘にして、西の方川井・今宿二村の間に達す、道幅三^五四^七間、此道の半より、南の方相州奈瀬村へ達する捷徑(しょうけい)あり、又古の鎌倉道といへる所あり、北の方より東の方川島塙に達す、此道を長堀通或は長堀臺(あたり)とも云、今宿村より相州奈瀬村へ達す、此道今も戸塚の内、吉田橋の邊まで通せり、長さ(約二二里)二十丁ばかり、道幅二間餘、猶下にのする古戰場の條(くだり)とあはせてみる

【捷徑】(しょうけい)早道。近道。

べし、當村小田原北條分國の比は、岩本和泉が知行十一貫五百五十文のよし、役帳にのす、又土人の話に、古は桑原右近と云もの知行せしことありしと云、御入國の後は彦坂小刑部が支配所なり、慶長六年村内を割て宅間治部少輔規富に賜りてより、今その子孫與右衛門知行せり、この餘天正十九年渡邊孫三郎勝、元和二年十月稻富宮内重次二人に賜へり、これより今その子孫稻富内記直賢、渡邊榮之助某等が知る所なり、餘はすべて昔より御代官所にして、伊奈半十郎忠治小刑部について支配し、その子孫までも預り奉りしが、正徳四年に至り、新田をましえて新見某に賜り、同五年に安藤志摩守定知に賜り、今子孫安藤八郎右衛門定名新見七右衛門等知行せり、されば御料の地わづかに残り、今は大貫次右衛門光豊支配せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治奉行してたゞせり、この餘宅間與右衛門が知行は、延寶七年に檢地せしこもありしといふ、

高札場四ヶ所 一は字本宿の内板橋にあり、村の南にあたれり、一は東の方字膳部谷の内にあり、一は字榛ヶ谷の内にあり、これも東の方なり、一は字二又川の内にあり、これもまたその東の方なり、

◎本宿 村の東南の方なり、この地のつゞきなる隣村を今宿と云、恐らくはこの本宿は昔の驛場^{うまやば}などにて、今宿ももとは二又川の内なりしが、一旦かの驛場を移せしことあるにや、天正十九年渡邊孫三郎勝に賜りしより、今にその子孫渡邊榮之丞が知行なり、

字 長堀臺 東の方
小田 南の方

【驛場】（うまやば）律令制時代に驛（うまや）の建物があつた場所。『広辞苑』

宮澤 西の方なり、

内田 百姓惣右衛門が先祖、内田左近がかゝへし地なる

ゆへこの名おこれり、村の北の方なり、

◎膳部谷 村の西南より東の方へかけてかく云、元祿年中改定の國圖には、一俣川村の内膳部谷とあり、其以前より分れし、小名なることしるべし、慶長六年宅間治部少輔規富此地を賜りしより、今にその子孫與右衛門知行せり、

字 榛ノ木 北の方なり、

淨満谷 東の方なり、

彌八郎場 北の方なり、

◎榛ヶ谷 村の中央より南のかたへかけての小名なり、按に當郡及び橘樹郡へかけて榛ヶ谷と云庄名あり、これ當所の地名より起こりし唱なるべし、元和二年十月稻富宮内重次に賜はりてより、今その子孫内記直賢知行せり、

字 どうまん谷 文字詳ならずと云、おもうに他の地名

に道満と呼ぶ所まゝあり、これも道満とまくべき歟、

南の方にある地なり、

萬騎内 又まきの原とも呼べり、中央よりすこしく南に
よりたる所なり、

横谷 西の方なり、

堂の前 中央にて長昌寺の門前なり、

◎二又川 村の北の方なり、この地村名のおこりし地なるにや、
正徳四年新見某にたまはり、子孫七右衛門知行せり、

字 北中尾 西の方なり、

南中尾

おなじあたり
これも同邊なり、

又口

小名又口より南なり、

打越

北によりたる所なり、

野中

東の方なり、

柏谷

南の隅なり、

四方坂

中央の高き所なり、相州道の中ほどにあたれり

四方坂

村の中央にて二又川の内なり、この坂の上高峻こうしゆんの地にして、四方を

見渡し、眺望いと佳なる所なり

おかん坂 村の東本宿の内にあり、土人の話に、鎌倉將軍時代當所遊獵ゆうりょうのとき、將軍家の乘輿じょうよをたてし所なる故、おかこ坂といひしを、語路ごろの便宜にしたが

ひてかく唱となへたりと云へり、うけがたき説なり、

一俣川 水源は二流にて、一は西より南の方、字榛はんのきノ木といえる所の山間よ

り出て、東流す、又一流は南の方の谷より出、村の中央にて二流あいて一流となり、東の方川嶋村へ達す、村内へかかること一里ばかり、川幅約五四尺三間ほど、末流は帷子川なり、

鯛池こわいいけ 今井村の界にあり、わづかなる池なり、

板橋 無名の橋なり、東の方二俣川に架す、長五間幅八尺約九尺、約四尺

溜井 村の南本宿の内にあり、大さ五百坪ばかり、その邊の用水なり、榛ヶ

谷膳部二又川等の地は、すべて天水をたゝへて耕種せり、

神明社

除地、

五畝

、本宿の内

字幸田

谷

にあり、

その

邊の

鎮守

なり、

勸請

の年

代を傳へず、一間に三間の社にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、社地すこ

しく高き所にて、古松こしやう一株たてり、例祭は九月二十日なり、一ノ澤村長見寺持、

山王社 除地、五畝こひ、榛ヶ谷の内北かたの方にて、これもわづかに高き所なり、そ

の所の鎮守とす、社は一間に三間、巽向にて前に木の鳥居をたつ、石階そこば

【遊獵】(ゆうりょう) 猿をして遊ぶこと。

【乗輿】(じょうよ) 天子の乗る乗物。天子の車馬。『広辞苑』

【耕種】(こうしう) 田畠をたがやし、種や苗を植えること。田畠をたがやし作物を作るこ

と。『広辞苑』

くあり、社地は松樹雜木等繁茂して森々たり、例祭年々九月十四日、長昌寺持、
神明社 除地、一段、村の良の方下膳部の内にあり、寛永十九年宅間三十郎
檀那として、造立せし棟札あり、この時より鎮守なるにや、村内字二又川及
 び今宿村等の惣鎮守なり、社は一間に三間、異向なり、例祭九月十一日、村持、
神明社 除地、五畝、二又川の内字又口にあり、鎮座の年代をしらず、村持、
稻荷社 除地、一畝、字四方坂にあり、わづかなる祠なり、
神明社 除地、一段、上膳部の東の方、上膳部の東の方、妙蓮寺の左にあり、
 寛永十二年宅間伊織造立の棟札あり、社前に木の鳥居をたつ、村持、
末社稻荷社 本社の左にあり、

淨性院 本宿の内中央より北によりてあり、免除地、二斗五升の地を領して、
 境内もその内なり、淨土宗にて、古は京都知恩院の末寺なりしが、いつの比
 か相州鎌倉光明寺の末に屬せり、源圓山と號す、起立の來由を尋ぬるに、昔
 此所の地頭渡邊富次が、この地を巡行せしとき、長安寺といへる廢寺あり
 しにより、そのあとへつきて再興し、あらためて淨性院と號せり、長安寺の
 ことは、宗旨及び開闢のことに至るまで都て傳はらず、富次が父孫三郎勝、
 天正十九年當所を賜はりしと云ときは、再興の年代も推定するべし、本堂七
 間に六間東向なり、本尊彌陀、木の坐像長二尺八寸ばかり、惠心の作なりと
 云、開山の僧はその名をつたへず、

鐘樓 本堂に向て左にあり、七尺四方、鐘は天明八年に造りしものなり、
地藏堂 本堂の東なる丘の下にあり、三間半四方、地藏は木の立像にて長
(約七五坪)
 二尺五寸ばかり、この堂を長安寺と號するは、もとの廢寺の號を存するなり
 と云、おもふにこの地藏は、昔の本尊などにてやありけん、

長昌寺 除地、二千八百坪、榛ヶ谷の内にて北に寄たる所にあり、曹洞宗、
 相州愛甲郡飯山村金剛寺末、永谷山と號す本堂七間に五間南向なり、本尊
 釋迦木の坐像長一尺八寸ばかり、脇士二體各八寸ばかり、本山第六世柳顔
 かひやく
 開闢せり、柳顔は寛文三年九月二十三日、七十歳にして寂せりといふ、

【開闢】(かいひやく) 1 天地の開けはじめ。
 世界のはじめ。2 開山。また一般に、物事の

はじまり。『広辞苑』

白山社 門をへて左にあり、小社なり、

妙蓮寺 除地、一段四畝廿歩、上膳部の東にあり、法華宗、豊嶋郡雜司谷村

法明寺末、松久山と號す、本山第十二世日曉が起立する所なりと云、日曉は
萬治二年四月八日寂せり、開基は宅間織部忠次なりと云、
寛永五年草創のよ
し棟札にしるせり、客殿七間半に本尊二寶を安す、

祖師堂 客殿の左にあり、三間四方、

鬼子母神堂 客殿の後ろにあり、九尺四方、

三佛寺 除地、二一段、村の中央よりすこしく北に當りてあり、下膳部の北なり、
淨土宗、瀧山大善寺末、峯鶴山則相院と號す、開基は地頭宅間治部少輔親富
と云、元和七年正月十六日卒せり、開山は□譽檀察と云、寛永七年四月五日
卒せり、客殿八間に六間異に向へり、本尊は三尊の彌陀、木の立像長二尺ばかり、
其餘立像の地藏これも長二尺餘なり、いづれも聖徳太子の作らせ
給ふ像なりと云、

鐘樓 客殿に向て右にあり、九尺四方なり、鐘は寶暦十一年に鑄しものなり、
觀音堂 客殿に向て左の方にあり、三間四方、觀音は木の立像にて、長
一尺(約三〇cm) これも聖徳太子の作りたまひしものなりと云傳ふ、

舊跡古戰場 鶴ヶ峰の邊(あたり)をいへり、元久二年畠山次郎重忠、鎌倉より討手北
條相模守と合戦して、討死せし所なり、

【東鑑】云、元久二年六月二十二日、戊申、快晴、寅尅鎌倉中、驚遽、軍兵競走于由比濱之邊、可被誅謀叛之輩畠山六郎云々、依之奉仰以佐久間太郎等、相圍重保之處、雖爭雄雌、不能破爭多勢、主從共被誅云々、又畠山次郎重忠參上之由、風聞之間、於路次可誅之由、有其沙汰、相州已下被進發、軍兵悉以從之、仍少祇候于御所中之輩、于時間注所入道善信、相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門(元土内也)始被建扉、矧重忠之莅來近所歟、盍廻用意哉云々、依之遠州候御前給、召上四百人之壯士、被固御所之四面、次軍平等進發、

【東鑑】に云う、元久二年六月の二十日あまり一日戊申の日。快晴。寅の尅、午前四時頃、鎌倉中驚遽し、軍兵由比の浜の邊に競い走る。謀反の魁、畠山の六郎を誅せらるべしと云々。これによつて仰せを奉り、佐久間の太郎等をもつて重保を相圍むのところ、雄雌を争うといへども、多勢を破るに能わず、主從共に誅せらると云々。また畠山の次郎重忠、參上の由、風聞するの間、路次において誅すべきの由、その沙汰あり。相州(北条義時)已下進發せらる。軍兵ことごとくもつてこれに従う。よつて御所中に祇候するの輩少なし。時に問注所、三善の入道善信、大江の廣元朝臣に相談じて云わく、朱雀院の御時、平の将門、東國に起り、数日の行程を隔つといへども、洛陽においてなお固關のごときの構えあり。上東・上西の兩門始めて扉を建てらる。いわんや重忠すでに近き所に莅み來らんか。なんぞ用意を廻らさざんやと云々。これによつて、遠州(北条時政)御前に候じたまい、四百人の壯士を召し上せ、御所の四面を固めらる。次に軍兵等進發す。

大手大將軍相州也、先陣葛西兵衛尉清重、後陣堺平次兵衛尉常秀、大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤也、其他足利三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、宇都宮彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達藤九郎右衛門尉景盛、中條藤右衛門尉家長、同茹田平右衛門尉義李、狩野介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戸太郎忠重、濵河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊庄司行平、園田七郎、并大井、品河、春日部、潮田、鹿島、小栗、行方之輩、兒玉、横山、金子、村山黨者共、皆揚鞭、關戸大將軍式部丞時房、和田左衛門尉義盛也、前後軍兵如雲霞兮、列山滿野、

大手の大將軍は相州(北条義時)なり。先陣は葛西兵衛尉清重、後陣は堺平次兵衛尉常秀、大須賀の四郎胤信、國分の五郎胤通、相馬の五郎義胤、東の平太重胤なり。そのほか、足利の三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同く九郎胤義、長沼の五郎宗政、結城の七郎朝光、宇都宮の彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達の藤九郎右衛門尉景盛、中條右衛門尉家長、同く茹田平右衛門尉義李、狩野の介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野の小次郎忠綱、松田の次郎有經、土屋の彌三郎宗光、河越の次郎重時、同庄司行平、園田の七郎、ならびに大井・品河・春日部・潮田・鹿島・小栗・行方の輩、兒玉・横山・金子・村山党の者ども、皆鞭を揚ぐ。關戸の大將軍は式部の丞時房、和田左衛門尉義盛なり。

前後の軍兵、雲霞のごとくにして山に列なり、野に満つ。

午尅著於武藏國二俣河、相逢于重忠(重忠)去十九日、出小衾郡菅屋館、今著此澤也、折節舍弟長野三郎重清、在信濃國、同弟六郎重宗、在奥州、然間相從之輩、二男小次郎重秀、郎徒本田次郎近常、榛澤六郎成清、已下百卅四騎、陣于鶴峰之麓、而重保今朝蒙誅之上、軍兵又襲來之由、於此所聞之、近常成清等云、如聞者討手不知幾千萬騎、吾衆更難敵件威勢、早退歸于本所、相待討手、可遂合戰云云、重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也、隨而重保被誅之後、不能顧本所、去正治之頃、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可耻賢察歟、尤可存後車之誠云云、爰襲來軍兵等、各懸意於先陣、

午尅(正午)、武藏の國二俣河に著し、重忠に相逢う。重忠は去ぬる十日あま
り九日、小衾郡菅屋の館を出でて、今この澤に著くなり。折節舍弟の長野の
三郎重清は、信濃の国にあり。同く弟の六郎重宗は奥州にあり。しかる間、
相従う輩は、二男小次郎重秀、郎従の本田の次郎近常、榛澤の六郎成清、
已下百三十四騎、鶴峯の麓に陣す。しこうして重保今朝誅を蒙るの上、軍兵
また襲い来るの由、この所において聞く。近常、成清等云ばく、聞くがごと
くんば、討手幾千萬騎を知らず。わが衆さらに件の威勢に敵しがたし。早く
本所に退き帰り、討手を相待ちて合戦を遂ぐべしと云々。重忠云わく、その儀
然るべからず。家を忘れ親を忘るるは將軍の本意なり。随つて重保誅せらる
るの後は、本所を顧みるに能わず。去ぬる正治の比、権原の景時一の宮の館を辞
し、途中において誅に伏す。暫時の命を惜しむに似て、かつはまた兼ねて陰謀
の企あるに似たり。賢察を恥づべきか。もつとも後車の誠と存ずべしと云々。
ここに襲い来る軍兵等、おのれの意を先陣に懸け、

欲貽譽於後代、其中安達藤九右衛門尉景盛、引卒野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶴見平次、玉村太郎與藤次等畢、主從七騎進先登、取弓挾鏑、重忠見之、此金吾者弓馬放遊舊友也、拔萬人趣一陣、何不感之哉、重秀對于彼、可輕命之由加下知、仍挑戰及數反、加治次郎宗季已下、多以爲重忠被誅、凡弓箭之戰、刀劍之諍、雖移尅、無其勝負之處、及申尅、愛甲三郎季隆之所發箭、中重忠(年四十二)之身、季隆即取彼首、獻相州之陣、爾之後、小次郎重秀、(年二十三母右衛門尉遠元女)并從等自殺之間、縡屬無為云云、

譽を後代に貽さんと欲す。その中に、安達の九郎右衛門尉景盛、野田の與一、加治の次郎、飽間の太郎、鶴見の平次、玉村の太郎、與の藤次等を引卒し畢わり、主從七騎先登に進み、弓を取り鏑を挾む。重忠これを見て、この金吾(安達の藤九郎右衛門尉景盛)は弓馬放遊の旧き友なり。萬人に抜んでて一陣に赴く。何ぞこれを感ぜざらんや。重秀、彼に對して命を軽んずべきの由、下知を加う。よつて挑み戦ふこと數反に及ぶ。加治の次郎宗季已下、多くもつて重忠がために誅せらる。およそ弓箭の戦い、刀劍の諍い、尅を移すといへどもその勝負なきのところ、申の斜(午後五時頃)に及びて、愛甲の三郎季隆が發つところの箭(北条義時)重忠が身に中る。重忠四十あまり一歳なり(のち二十あまり三歳なり母は右衛門尉遠元が女ならびに從等、自殺するの間、絆無為に屬す。

読み下しと振仮名付けは、「全訳吾妻鏡」新人物往来社（昭和52年刊）を参考にした。
新人物往来社版は、風土記稿とは採用された原本が異なるため、一部記述が異なる。

今府中宿より南の方玉川をこへて、關戸の方鎌倉の古道あり、其道より南折して此所へ出しにや、

◎密經新田 密經新田は、貞享四年小高市右衛門が新墾のことを企しとき、此地もともにひらかんとせしが、いかにも廣漠の地にして、俄に功を遂がたきをもて猶豫せしが、その後玉置小兵衛と云もの司りて開墾せり、この地もと二俣川の原野にして、所々に散在せるものを合せて一村とせしなれば、もとより二俣川の枝郷なり、民家はかの玉置小兵衛が子孫一軒のみにて、その宅地は本村より南にあたれるところなり、その餘は所々に散在せる地なれば、堺も辨すべからず、土性は黒土にして皆陸田なり、その餘は小高新田に同じ、

小名

三經 東北の方なり、

御領四方坂 東の方なり、

半ヶ谷 同邊なり、

阿久和出苅場 南の方相州阿久和村の境なり、

阿久和膳部台 これも南の方なり、

◎上星川村 上星川村は、郡の南橘樹郡の界ひにあり、今は神奈川領なれど、古は小机領ともいへり、江戸日本橋へは行程八里餘、村の廣挾は東西へ十一丁、南北へ五丁にあまれり、村内坤の方より乾の方へ川島村の地を貫けり、されば村の地は自ら二つに隔りて、西の方なるを上と云ひ、東の方をば下といへり、四境は、東の方は橘樹郡和田村・帷子町等となり、南は坂本・川島の二村に堺ひ、西は白根村にて、北は橘樹郡羽澤村、當郡上菅田村につゞけり、家數六十一軒、すべて村内山にそひて田は谷間の地を作る、されど用水不便なれば旱損の患多

し、故に艮の方に溜井を設けて引用ゆ、土性は眞土或は黒土砂交はれり、檢地は寛永二十二年富田半之丞・成瀬忠右衛門等にて、新田方は明和四年辻源五郎檢地す、星川の地名は郡の惣説に辨せしことく、【和名抄】久良郡の内にも出たれば、此村はその郷のもとにして、古くより開けしなるべし、されど外の古記録に沙汰あることをいまだきかず、遙の後小田原北條分國の頃は、かの【所領役帳】に六郷殿卅四貫九百四十文、小机筋星川又向星川とあるも、今上下星川と唱ふる一村なるべし、御入國の後正保(一六四四・四八)の頃は、當村及川島村を山本平九郎が采邑に賜はれり、今御料は小野田三郎右衛門信利支配し、私領は御醫師船橋宗迪の知行なり、村内一條の道あり、川島村より入中央を通じ橘樹郡帷子町へ達す、村内を通ずる長さ十二丁許、道幅三間、株場(約一三畝)は北の方にて(一五〇三坪)十二丁八反三畝十三歩あり、隣村川島村と入會なり、

高札場 村の北にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

小名

下耕地 八幡谷以上共に東の方にあり、

堀先 中耕地 以上二ヶ所共に南よりを云、

猪子山下 西の方を云、

菅田谷 山王谷通 いづれも村の北よりにあり、

寺田袋 坤の方を云、

四段田 これも同邊(おなああたり)にあり、

金壇山 村の東にあり、高さ十三丈ばかり、山上に塚あり、こゝに石を重て上の石には丸き穴をうがてり、土人の傳へには、昔右大將賴朝卿富士野に狩せられし時、茶をたてし金壇の石なりと云、此説尤うけかひがたし、入間野或は那須野の狩といはんはさもあるべきを、富士野にては地理の次第もたがへるに似たり、頼朝のことはしばらく置て、武田北條家などの陣所の

寛永年代は二十一年まで。同年正保に改元。誤記か？

きゅうせきなどいはんはさもあるべきか、土人の傳へのまゝにしばらくするす、
村民此石の苔こけをとりて、風邪或は咳など病ものに飲しむければ必なお癒へいると云、
平へいせし時は竹の筒へ酒を入れさゝくるといへり、此山の東の裾通りに、西
東へ下る坂あり、これを東坂と云、

帷子川 西の方川嶋村より村内南界ひをへて、異たつみの方橋樹郡帷子町へ達す、
川幅約一丈四寸六間ばかり、長さ約一丈七寸二十五丁にあまれり、此川の枝流南の方へ引て用水の
便りとなせり、

上菅田川 北の方上菅田村より入、當村中央を流て帷子川に合す、尤細流
なり、

杉山社 除地(六〇坪)、二畝、村の東の方にあり、覆屋三間に二間半、内に小社おやしろを置、
巽たつみ向なり、社前に鳥居をたつ、村の惣鎮守そうにして、例祭は九月十八日、村
民の持、下の三社は村持也、

山王社 除地(三〇坪)、一畝、村の西にあり、船橋宗迪が采地さいちの内なり、

八幡社 除地(三〇坪)、一畝、村の艮の方にあり、南に向ふ、御料の方なり、

神明社 除地(三五坪)、一畝五歩、村の東にあり、南に向ふ、

第六天社 除地(三〇坪)、一畝、村の中央にあり、村内妙福寺持、

妙福寺 年貢地、一段四畝、村の中央にあり、法華宗、相州愛甲郡金田村妙
順寺末、星川山と號す、開山は寂靜院日賢と云り、その寂年じやくねんを傳へず、客殿
五間に四間南向なり、本尊三寶さんぼうを安す、昔よりこの山上に小庵を立置しが、
いつの頃か此所へ引て一寺とせり、船橋宗迪が采地にあり、

題目石碑 客殿に向て右の方山の半腹に立り、高さ九尺ばかり、(約一七寸)

東光寺 除地(四〇坪)、一段六畝、村の艮の方にあり、禪宗曹洞派、橋樹郡小机村雲
松院末、藥王山と稱す、開山は堯室宗舜正保しようほう二年六月朔日寂す、客殿六
間半に五間西南の方に向ふ、本尊藥師坐像にして長さ一尺八寸ばかり、行基ぎょうき

の作なりと云、

以下略

新編武藏風土記稿卷之八十七

都筑郡之七 小机領

◎上菅田村 上菅田村は、郡の南の方にあり、昔は小机郷ともいひて
小机百八村の内なりと土人云り、江戸日本橋まで凡八里^(約三二km)餘の行程な
り、四方の廣狹は凡東西へ十一丁、南北二十丁にあまれり、村の東は橋
樹郡下菅田・羽澤の一村に接し、西は新井新田・白根村にさかひ、南の
方は上星川・川島の兩村にて、北は鴨居村に續けり、家數四十四軒、す
べて田少く畠多し、土性は野土砂石交れり、用水不足にして旱損の患多し、
御林四ヶ所あり、多くは翼の方によれり、すべて七丁四段六畝九歩、検地
は寛永二年^(一六四四)富田半之丞、享保八年^(一七二三)篠播磨守等うけたまわれり、御入
國の後、正保の頃^(一六四四~四八)は山本平八郎知^(しる)ところにして、其後年代しつれず、皆
御料になれり、文化八年^(一八一一)久良岐郡金澤へ公より要害のために、**大筒**臺^(さいち)を築かれしにより、其所の地頭山名熊五郎が采地^(さいち)を收公せられ、當村の
内にて別にたまへり、御料の方は今は小野田三郎右衛門信利預り奉りぬ、
高札場二ヶ所 御料の方は村の中央にあり、

私領の方は南よりにたてり、

小名

- 山崎 翼の方村の端にあり、
かりまた谷 南の方なり、
さんの谷 これも南の方を云、
白根境 西の方にあり、
大谷 上原 以上村の中央を云え、
用水 谷々より清水落あふれて一條の流となり、村内の田間にそゝきて、上
星川村へも通ず、

【大筒】（おおづつ）大砲の古称。

八幡社 除地、七畝二十歩、村の中央にあり、石階を登りて覆屋二間に一間半、内に小祠を置異へ向ふ。村持にて、例祭は年々八月十五日、石階の下に石の鳥居を立、

末社天王社 八幡に向て右の方にあり、

福姓寺 除地、八畝二十歩、村の中央にあり、古義眞言宗、久良岐郡太田村東福寺末、本尊藥師長一尺一寸許なるを安す、開山開基を詳にせず、客殿六間四間半

地藏堂 元當寺の邊にありしを、堂もことの外零落せしにより、境内に移せりと云、堂二間に三間半南向なり、本尊長一尺七寸許の立像なり、

十三塚 村の南よりにあり、名のみ残りて今一つを存すれば、土人は十三塚と呼り、僅一間四方、

褒善者百姓七右衛門後家もん女 もん女は元より當村の生れにして、幼きときより父母にわかれ、たゞ祖母のみあり、彼も孫のみなしこなるをあはれみて、困窮の中にも心をつくし育ひそだてしかば、程なく年十七に成し頃、村内百姓の子に七右衛門と云ものあり、かれを聟とせしに、それも難苦にたへかね、妻をすてゝさりしかば、自らひとり祖母をやしなひしに、祖母もいたく老ぼれたらば、寒夜の頃には衾ふすまをともにして暖め、夏に至れば涼につけて暑を避け、その餘力には女ながらも田畠にいで、耕作して衣食のたすけをなし、朝夕の食物など好むに隨ひ求得て食はしむ、かくしつゝ年月をおくなり、祖母齡八旬餘に及びたれば、もとより歩行もかなひがたかりし故、常に側そばをさらずして起居にも心をくばり、動靜も目をそへつゝ五年を過しぬ、其後八十九歳にして天命をへしかば、かゝるきとくなることあまねく聞えしにより、村民等も擧て其奇特を感じ、地頭山名熊五郎へそのよし訴へしかば、文化九年申十二月地頭より銀二枚をあたへて、其孝心を稱せりと云、時にもんは歳四十三なり、

【衾】(ふすま) 長方形の衿(あわせ)で、寝るときにからだの上にかける夜具。綿を入れるのを普通とするが、袖や襟を加えた直垂状

のものもある。『広辞苑』
【八旬】(はちじゅん) 旬=十年。『広辞苑』

中略

◎新井新田　此新田は、郡の裏たつみにあり、昔は御林おはやしなりしを、橘樹郡神奈川ほうれき(一七五一~六四)の人、新井忠平衛とよまいと云いもの、寶曆ほうりゃく年ねん中なか開發かいはつしてより新井新田と唱となへり、村の廣さ東西(約三三〇)^三あまりへ三町餘約六六〇^三南北六町かたにあまれり、四境、東は上菅田村に接し、南は川島村にて、西より北へかゝりては白根村なり、眞北かなの方は鴨居村につゞけり、江戸日本橋まで行程八里ばかり、家數十四軒、村内すべて小山多くして平たいらかならず、畠多く田少し、土性どしょうは黒野土のづちなり、坤ひつじさるの方に四段ばかりの秣場まくばあり、檢地は久保田十左兵衛門ひさしきだなり、御代官の遷代は大貫次右衛門・伊奈半左衛門・菅沼安十郎・中村八太夫・伊奈友之助たゆまかはるがわる支配して、今は小野田三郎右衛門あづかり奉たてまつりぬ、

高札場　村の中央にあり、

小名

庚申丸	村の東の方なり、
會所前	これも東の方なり、
境谷	南の方 <small>いふ</small> をいふ、
長坂	おなし邊 <small>あたり</small> なり
網張場	西の方なり、
樹木谷	前に同じ
千貫丸	北の方をすべていふ、
中道	同じ邊をいふ、
大村	村の中央なり、

稻荷社　除地、一段六畝二十四歩、村の坤の方にあり、わづかの社にして東にむかへり、村の鎮守なり、橘樹郡星川村法性寺のもちなり、新田開發せんたののち勧請かんじょうすと云いふ、

新編武藏風土記稿卷之八十八

都筑郡之八 領名未勘

中略

◎川井村 川井村は、郡の南にあり、古へに御厨屋の庄とも、榛ヶ谷の庄などゝも唱へしによし、されど舊くは御厨屋を二栗谷とも唱へしにや、既に文祿二年^(五九三)の水帳にも、小机の内三栗谷庄とするせり、村名の起りを詳^(まびらか)にせず、土人の傳へは多磨郡川井村の者來りて開發^(発)せしにより、此名ありと云、正保^(六四四・四八)の頃^(ご)のものには、川井村とのみ記して、上下を分たざりしに、寛永年^(六四四)中の御朱印に、上河井村とあれば、この頃上下を分ちしものにや、元祿年^(六六八)中郷村の帳には、はや今の如く三村に分ちしるせり、されども一村の地なれば、その境ひ犬牙してさたかに辨しかたけれども、大抵^(たいてい)上川井村は西北にあり、川井村は東の方によりて、下川井村^(しもかわいむら)の地は南の方に交れり、江戸日本橋へは行程十^(約四〇km)里に餘れり、家數百三十五軒、四隣、東の方は白根・今宿の二村に接し、西は相州鎌倉郡瀬谷村に交はり、南は二俣川村にて、北は長津田村に及び、艮艮の方は久保村につゞけり、東西へ凡そ三十五町、南北二十五町に餘り、すべて山林高低ありて土性は黒土砂交れり、田少くして畑多し、當村元の領主は傳へず、その後の地頭も入あひの地なれば尤辨しがたし、しばらく三村をあはせていへば、御入國の後は伊奈半十郎忠治、御代官所の外、元和元年駒井右京亮親直が采地^(さいち)に賜はり、其餘はいつの頃にや、鈴木作兵衛・倉林五郎右衛門等の給へり、今御料の方は小野田三郎右衛門預り奉り、私領の方は駒井右京・倉林五郎右衛門知る所にて、鈴木作

兵衛が采邑はいつの頃か收公せらる、檢地は元祿六年伊奈半左衛門奉りて糺せり、村内北の方古海道とて僅に存せるあり、今よりは往來とも見えず、長津田・久保の一村より入、南の方一俣川村へ達す、又相州中原道も白根村より存相を経ること一十六町餘にして、相州鎌倉郡瀬谷村へ達す、又一條は八王子往來道とて、東の方今宿村より入、村内を過ること三十五町ばかりにて、西の方長津田村に通ず、

高札場 村の東にあり、

小名

下宿 東より三云、

三ツ屋 山崎屋敷 二ヶ所ともに中央より少く西にあり

五段田 方によりて下川井村と接地なり、

ろうば谷 同じ邊にあり、

矢指谷 西南の方にあり、

せきぐち 南の方を云、

かまとり池 これも同じ邊にあり、文祿の頃相州鎌倉郡

阿久和村界ひに池ありし故、名付しも知べからず、

今池の形はなけれども、文祿の水帳にものせたれば、

舊くよりの名なるべし、

吉祥山 村の中央にあり、その名づくる故を詳にせず、

川 二俣川の一の水元なり、上川井村の内小名大貫谷よりの清水合して一流となり、東の方今宿村へ達す、村内をふること三十町ばかり、川幅も二間に餘れり、

新橋 東の方中原道の邊にあり、長五間、幅七尺五寸、自普請所なり、
八幡社 除地、七畝二十四歩、村の東の方にあり、社は二間に二間半坤に向ふ、前に鳥居を立、神體は弓箭をとりし形にて、彩色を加たる像なり、長八寸ばかり、例祭年々九月にして其日を定めず、上川井村長源寺の持、

◎上川井村 上川井村は、前村及び下川井村・坂倉新田と三所入會にして、接界も分ちがたし、上下に分れし年代は、略前村に辨せし如く、寛永の頃村高の内、上川井二百七十三石餘、庄定之丞が先祖へ賜はりし御朱印あれば、推考すべし、されどそれもいくほどなく收公せられ、正保の頃は鈴木作兵衛の知る所なりしが、これもまた收公せられ、御料所となり、今は小野田三郎右衛門信利支配す、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たゞせり、秣場は上下川井村の接地にありてたがいに列れり、高札場 村の北の方長源寺の前にあり、

小名

大竹 東の方なり、

大貫谷 北の方をいふ、

日向根（ヒナタネ） 東北の方を云、

東根 南の方をいへり、

神明社 除地、二段五畝步、東の方にあり、社は一間半に三間坤の方に向ふ、前に鳥居を立、例祭は年々九月にて其日を定めず、社は丘上にて松杉繁茂せり、長源寺持、以下五社も同寺の持なり、

神明社 除地、十四步、村の艮の方にあり、小社にて南に向ふ、

天神社 除地、三畝九歩、北邊によれり、僅なる祠を南向に立、前に木の鳥居あり、

第六天社 除地、二十步、西南の丘上にあり、社は五尺に九尺北向なり、木の鳥居を立てり、

杉山社 除地、二十四步、西北の間丘上にあり、社は六尺四方にして巽に向ふ、木の鳥居を立てり、

圓法寺 除地、五畝、南の方によれり、禪宗曹洞派、相州高座郡中和田村泉龍寺末、南鷄山と號す、開山開基を詳にせず、客殿三間半に四間半艮に向ふ、本尊彌陀木の立像、長一尺五寸ばかりなるを安す、

長源寺 除地、七段九畝九歩、北の方にあり、古義眞言宗、橘樹郡烏山村三會寺末、川井山觀音院と號す、開山を詳にせず、中興開山實圓元文三年

八月九日寂せり、石階數級を登りて客殿あり、四間に五間、南に向ふ、本尊十一面觀音、木の立像、長一尺八寸ばかり、(約五四寸)行基菩薩の作なりと云、鐘樓門を入て右にあり、一間四方、鐘銘に明和五年と刻せり、後證に益なれば略す、

八塚 村の南によりてあり、僅の塚にして大松一株あり、圍(わすか)も六七尺ばかり、されど其由來を傳へず、

◎下川井村 下川井村も、上下川井・坂倉新田と地境犬牙せり、昔より倉林五郎左衛門の采邑なり、新田の方元祿八年安藤對馬守重治檢地して、今小野田三郎右衛門信利支配す、

高札場 南の方によりてあり、

小名

瀬戸 東により三嶋社の邊にあり、

吹上

村の中央なり、

矢場

東北の間御殿場の邊を云、

金ヶ谷

南の方を云、

原 字瀬戸より西の方を云り、

大鳥山

村の南にあり、古大鳥某(なにがし)といへる郷士の住せし所と云り、

三島社

見捨地(みすてち)、一段許(一〇〇坪)、ばかり、村の東の方にあり、平地にして松杉數樹繁茂す、

社二間四方西向なり、社前に木の鳥居を立、神體は長一尺許、此邊の鎮守

にして、例祭は九月十一月の内其日を定めずして祭れり、

福泉寺

除地(じよち)、二町許、北の方にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺末、清

隆山と號す、開山庭山と云、

その年歴を傳へず、されど第二世の僧宗隨は

永祿年中寂すと云によれば、開闢の年代もおしてはかるべし、今顯堂長察

を中興開山とす、寛永九年八月二十六日寂す、客殿十間に六間半、東に向ふ、

本尊文殊、此像の腹籠

(はらごもり)に長一寸八分の文殊を籠置しと云、これは行基の作さ

るよし、慶安二年寺領十石の御朱印を賜はれり、

【腹籠】

(はらごもり) 仏像などの腹中に觀音や經典などを入れ籠めてあること。また、そのもの。

【手作】(てさく)自分の手で耕作すること。また、その田畠。

新編武藏風土記稿卷之八十八 終 保土ヶ谷旭之部 完

- 山門** 三間半に二間半、十六羅漢の像を置く、
惣門 柱間九尺、鐘樓 山門に向て左にあり、九尺四方、鐘銘元祿十四年
(一月) 極月、倉林五郎左衛門・藤原房次とあれど、考證に益なれば略す、
開山堂 客殿の南にあり、二間四方なり、
文殊庵 年貢地、(六〇坪) 一二畝、村内南の方にあり、堂は五間四方、翼向なり、本尊彌陀木の立像長二尺、福泉寺の持、
舊跡御殿場 下川井村の内、東の方中原道の傍にあり、むかし東照宮江戸より相州高座郡中原御殿に渡御(上ぎよ)ありしどき、しばしばが程此所におはしまし、御茶を立てられしと云、古松一株あり、御殿松とよぶ、圍み八尺ばかり塙をゆひ廻せり、
倉林屋敷 北寄にあり、一段六畝、文祿の水帳に倉林手作とのせたれば、當時地頭倉林が先祖の屋敷にて、菜園など開き置しにや、
○**坂倉新田** 坂倉新田は、上川井村の西北にあり、村の四境は、前にいへる如く川井村に犬牙して、ことごとく辨しがたし、皆畑の地なり、民家纔に、當村もと空閑の地なり、貞享四年小高市右衛門といふもの、小高新田開墾の時、同く開發せんとし、既に其功を奏せんとせしかど、費用足らずして金座の屬坂倉利右衛門其財を出し、故に此地を與て購ひけるにより、利右衛門こゝに移て其功を畢、己が氏を以て村名とし、居こと二三年にして去(さり)て、土地には農夫のみを置けり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たゞす、開發以來御料所にて、今は御代官小野田三郎右衛門信利假りに支配す、